

築上町公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

築上町

目 次

1章 はじめに

1-1 計画の背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の対象施設	3
1-4 計画の期間	3

2章 公共施設等の現況

2-1 人口の推移と将来人口推計	4
2-2 財政状況	5
2-3 保有する公共施設等の状況把握	8
2-4 将来の更新費用の推計	22

3章 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1 現状と課題についての基本認識	26
3-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
3-3 公共施設等の管理に関する実施方針	29
3-4 公共施設等の保有量の目標	33

4章 類型ごとの管理に関する基本方針

4-1 町民文化系施設	36
4-2 社会教育系施設	38
4-3 スポーツ・レクリエーション系施設	40
4-4 産業系施設	42
4-5 学校教育系施設	44
4-6 子育て支援系施設	46
4-7 保健・福祉系施設	48
4-8 行政系施設	50
4-9 公営住宅等	52
4-10 供給処理施設	54
4-11 その他	56
4-12 道路・橋梁	58
4-13 上水道・下水道	60
4-14 公園等	62
4-15 漁港	63
4-16 土地	63

5章 計画の推進に向けて

5-1 計画のフォローアップ体制	64
5-2 計画推進のための今後のスケジュール	65

※用語解説	66
-------	----

1章 はじめに

1-1. 計画の背景と目的

〔計画の背景〕

近年、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されています。

本町においても、多くの公共施設等の老朽化が進み、その対策が求められる中、人口減少や少子高齢化により財政状況は今後より一層厳しい状況となることが予想されます。

こうしたなか、本町の公共施設等のあり方について見つめ直し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的におこない、財政負担を軽減・平準化させながら、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

これを受け、本町においては平成29年3月に、本町の現状と将来を見据え、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「**築上町公共施設等総合管理計画**」を策定し、この計画に基づき、個別施設計画の策定などの公共施設等の維持管理及び運営の適正化に取り組んできたところです。

その後、国では平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」、令和3年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、公共施設等総合管理計画の見直しを求めています。

〔目的〕

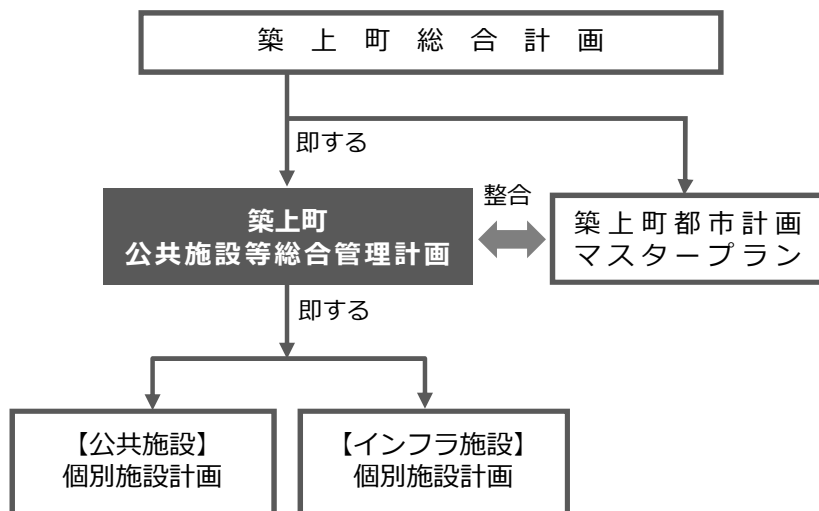
本計画は、平成29年3月に策定した「**築上町公共施設等総合管理計画**」を、改訂指針等に基づき公共施設等の現況及び将来の見通しなどを最新データに更新するとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていくことを目的に、計画内容の見直しをおこないます。

1-2. 計画の位置づけ

「築上町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という）は、国により策定された上記の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ策定します。また、本計画は、以下のように位置づけるものとします。

- 本町の最上位計画である「築上町総合計画」に即した計画とします。
- 「築上町総合計画」を基に、既に策定されている計画等との整合性を図るものとします。
- 本計画に即して策定される個別施設計画（長寿命化計画等）において、各公共施設等の管理を横断的に取り組むことができるようにするための基本的な方針や目標を示すものとします。
- 今後、本町が他に策定する公共施設等に関する計画・方針等の方向性は、本計画に即したものとします。

■ 計画の位置づけ



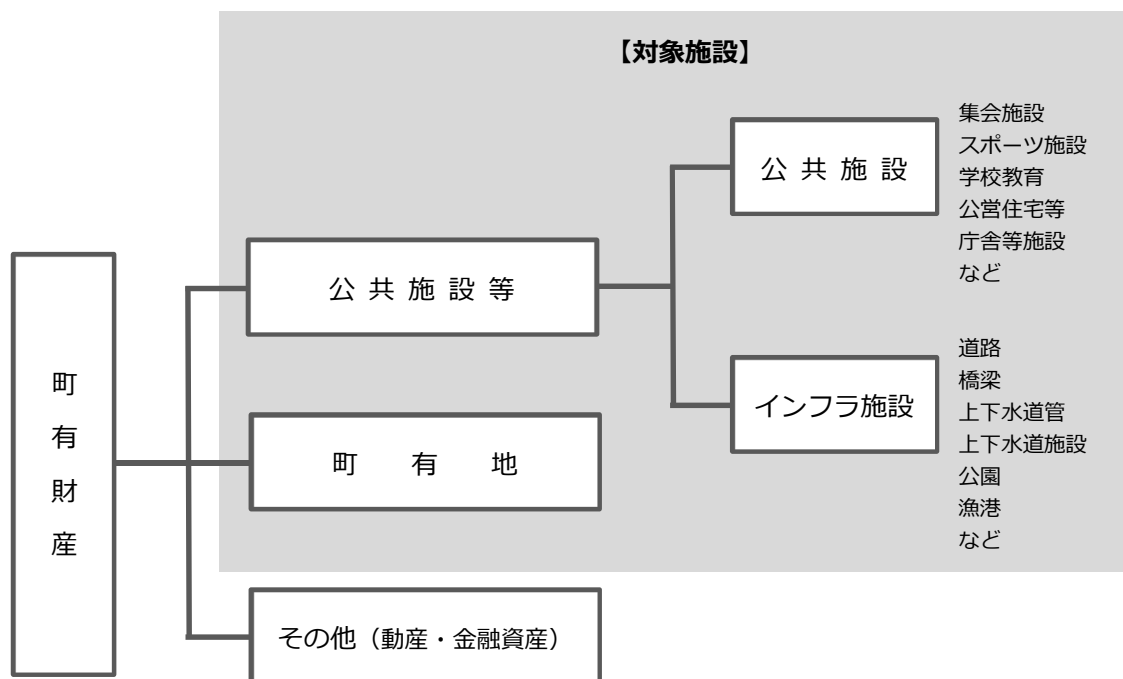
■ 上位及び関連計画

築上町総合計画
 築上町都市計画マスタープラン
 築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略
 公営住宅長寿命化計画
 橋梁長寿命化計画
 学校施設長寿命化計画
 水道事業経営戦略
 下水道事業経営戦略
 漁港機能保全計画 ほか

1-3. 計画の対象施設

本町が保有する全ての公共施設等及び町有地を本計画の対象とします。

公共施設等とは、総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(H26.4.22)により、いわゆるハコモノと言われる建築物系施設である公共施設の他、インフラ施設も対象とします。



1-4. 計画の期間

本計画は、公共施設等全体の最適化に向け、中長期的な視点に基づき検討する必要があります。そこで、計画期間は、公共施設等の更新時期を踏まえて設定することとします。

本町の公共施設等は、今後 20 年間に改修・更新の時期が集中することが予測され、この時期の具体的な取り組みが重要であることから、本計画の計画期間を平成 29 年度 (2017 年) ~令和 18 年度 (2036 年) までの「20 年間」と設定します。

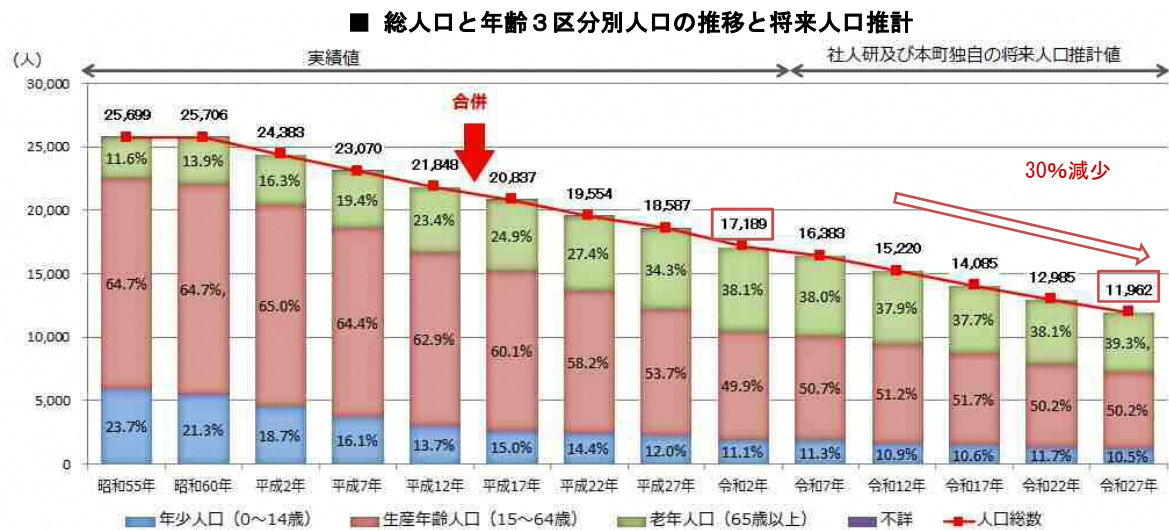
ただし、必要に応じて適宜計画の見直しをおこないます。

2章 公共施設等の現況

2-1. 人口の推移と将来人口推計

本町の人口は、昭和55年国勢調査において25,699人で、その後減少を続け、令和2年国勢調査の人口は17,189人となっています。また、全国的な傾向と同様、本町においても人口減少と同時に少子・高齢化が確実に進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の将来人口は、10年後の令和12(2030)年には約1.5万人、20年後の令和27(2040)年には約1.2万人と推計され、令和2年の人口から約30%の減少が見込まれています。令和2年から令和27(2040)年の人口の変化を年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)で約34%減、生産年齢人口(15～64歳)で約30%減、老年人口(65歳以上)で約28%減と、いずれも減少が予測されています。



※資料:薬上町人口ビジョン(平成28年3月策定)

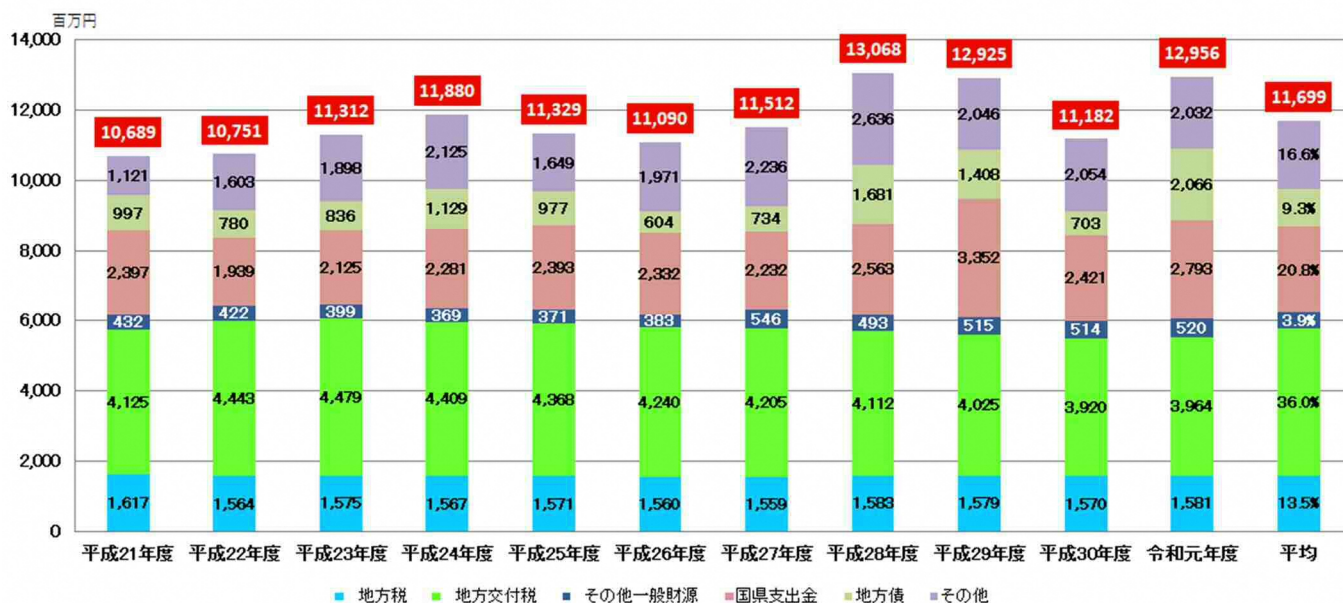
	人口総数 (人)	実数(人)			比率(%)		
		年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
1980年(昭和55年)	25,699	5,902	16,602	3,190	23.0%	64.6%	12.4%
1985年(昭和60年)	25,706	5,487	16,633	3,577	21.4%	64.7%	13.9%
1990年(平成2年)	24,383	4,559	15,852	3,972	18.7%	65.0%	16.3%
1995年(平成7年)	23,070	3,724	14,852	4,480	16.2%	64.4%	19.4%
2000年(平成12年)	21,848	2,987	13,741	5,120	13.7%	62.9%	23.4%
2005年(平成17年)	20,837	2,654	12,534	5,642	12.7%	60.2%	27.1%
2010年(平成22年)	19,554	2,428	11,225	5,880	12.4%	57.5%	30.1%
2015年(平成27年)	18,587	2,232	9,959	6,367	12.0%	53.7%	34.3%
2020年(令和2年)	17,189	1,904	8,569	6,546	11.2%	50.3%	38.5%
2025年(令和7年)	16,383	1,852	8,299	6,232	11.3%	50.7%	38.0%
2030年(令和12年)	15,220	1,660	7,795	5,765	10.9%	51.2%	37.9%
2035年(令和17年)	14,085	1,495	7,285	5,305	10.6%	51.7%	37.7%
2040年(令和22年)	12,985	1,372	6,572	5,041	10.6%	50.6%	38.8%
2045年(令和27年)	11,962	1,256	6,003	4,703	10.5%	50.2%	39.3%

2-2. 財政状況

(1) 歳入の状況

歳入の内訳を平成21年度から令和元年度までの平均でみると歳入全体の約36%を地方交付税が占めていますが、合併自治体に対する地方交付税の優遇措置は平成28年度から段階的な縮減がみられ、現在は終了しています。国県支出金は20~30億円前後で推移しています。また、人口の減少や景気変動の影響を受けやすい地方税についても平成21年度以降多少の増減を伴いながらも、概ね横ばい傾向を維持しています。歳入全体は、平成28年度以降は増加傾向に転じています。

■ 歳入の状況と推移

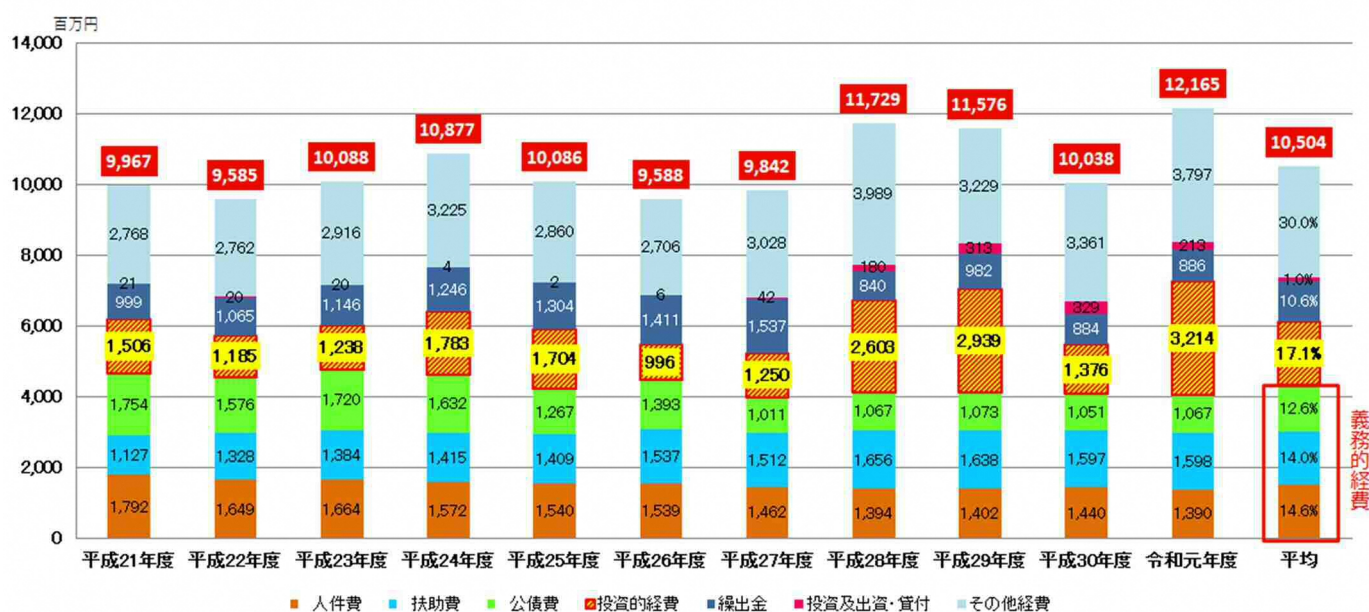


資料：各年決算カード（総務省）

(2) 歳出（性質別）の状況

歳出の内訳を平成21年度から令和元年度までの平均でみると、人件費や扶助費等の義務的経費が全体の約41%を占めています。歳入が減少する中、扶助費に掛かる比率が年々増加傾向にあり、社会保障における歳出の比重は、高齢化の進行等に伴い高まっていくことが見込まれます。また、公共施設等の新設、改修・更新等に係る投資的経費は、この10年間の推移をみると平成27年度までは約9億円～18億円で推移していましたが、学校施設や新庁舎建設等の新規事業に伴い平成28年度以降は増加傾向にあり、令和元年度には約32億円に増加しています。

■ 歳出（性質別）の状況と推移



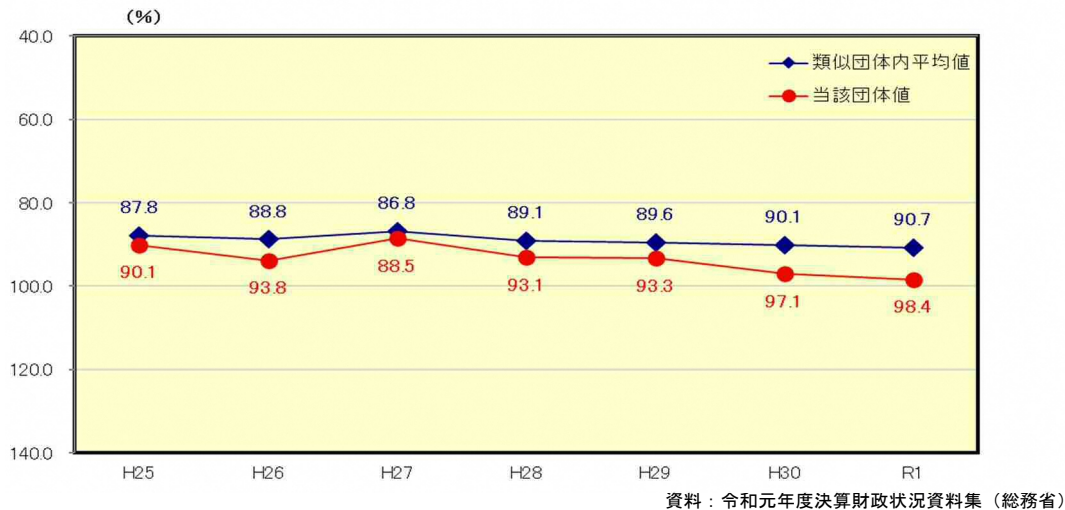
資料：各年決算カード（総務省）

(3) 経常収支比率・実質公債費比率

本町は、町財政の健全化のため「築上町集中改革プラン」等に沿った実行性ある改革に取り組んできました。

その結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成25年度において90.1%だったものが平成27年度には88.5%と改善されましたが、それ以降は上昇が続き、令和元年度には98.4%となり、財政の硬直化が顕著な状況になっています。

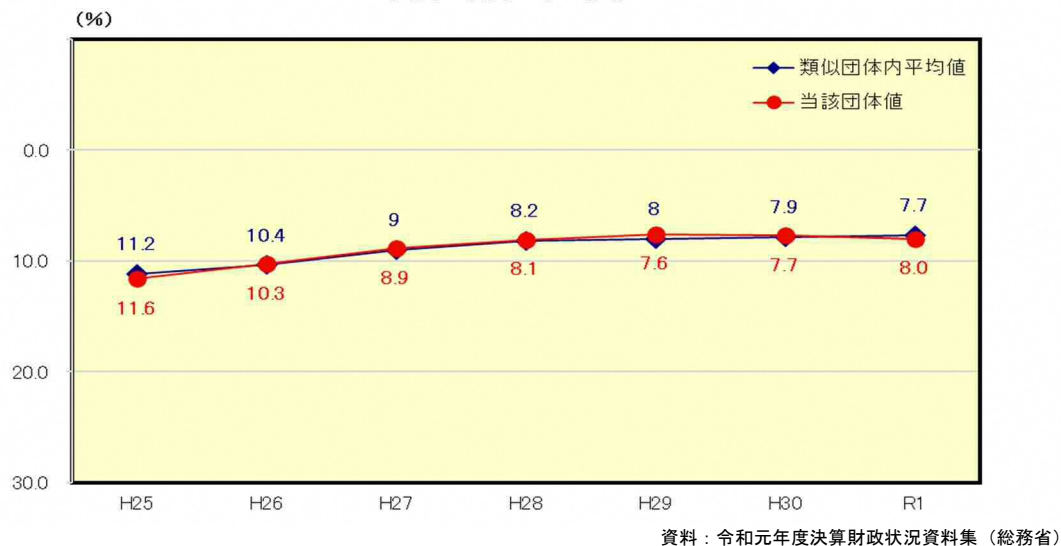
■経常収支比率の推移



※経常収支比率とは

人件費や扶助費など経常的に必要な経費が、町税などの普段の収入に占める割合を表す指標。数字が大きくなると財政が硬直化し、新事業に充てる財源が少なくなります。

■実質公債費比率の推移



※実質公債費比率とは

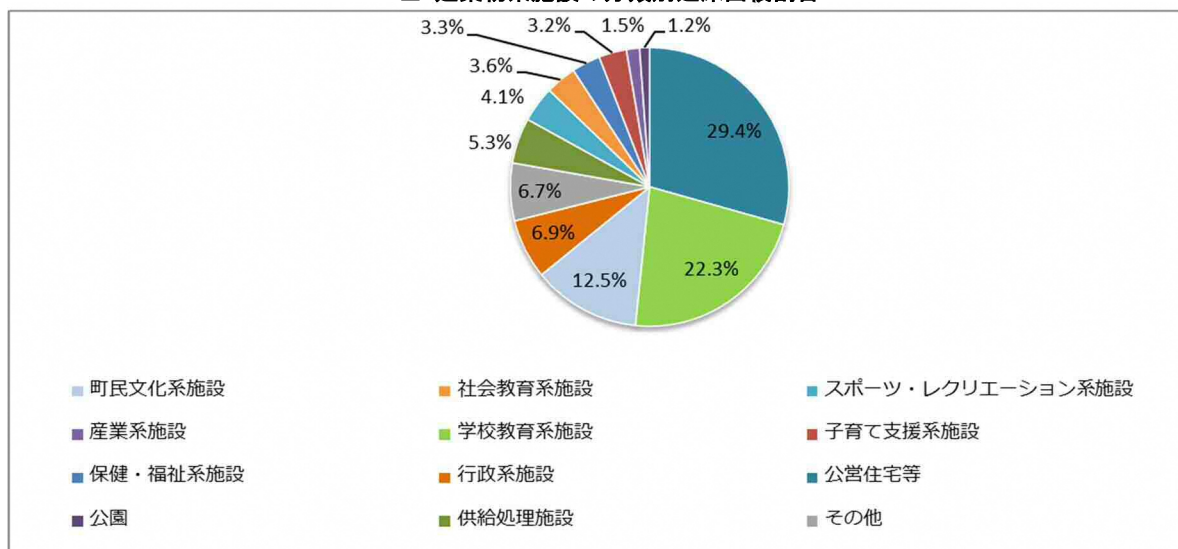
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。実質的な借入金の返済額が、町税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示します。

2-3. 保有する公共施設等の状況把握

(1) 建築物系施設の保有状況

本町では、241 施設におよぶ建築物系施設を抱えています。本町の保有する建築物系施設を類型別にみると、延床面積では公営住宅等が 47,022 m² (約 29.4%)、学校教育系施設が 35,652 m² (約 22.3%)、町民文化系施設が 20,032 m² (約 12.5%) の順となっており、これら施設で全体の約 64%を占めています。(令和3年12月現在、上下水道施設を除く)

■ 建築物系施設の分類別延床面積割合



大分類	中分類	施設数	延床面積 (m ²)	構成比 (%)	
				施設数	延床面積
町民文化系施設	集会施設	73	17,283	30.3%	10.8%
	文化施設	1	2,749	0.4%	1.7%
社会教育系施設	図書館	1	322	0.4%	0.2%
	その他社会教育系施設	6	5,426	2.5%	3.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4	5,757	1.7%	3.6%
	レクリエーション施設・観光施設	2	885	0.8%	0.6%
産業系施設	産業系施設	8	2,427	3.3%	1.5%
学校教育系施設	学校	10	35,652	4.1%	22.3%
子育て支援系施設	幼保・こども園	3	3,378	1.2%	2.1%
	幼児・児童施設	4	1,778	1.7%	1.1%
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	5	3,099	2.1%	1.9%
	保健施設	2	1,064	0.8%	0.7%
	その他社会保健施設	2	1,168	0.8%	0.7%
行政系施設	庁舎等	2	9,697	0.8%	6.1%
	消防施設	24	1,165	10.0%	0.7%
	その他行政系施設	2	228	0.8%	0.1%
公営住宅等	公営住宅等	48	47,022	19.9%	29.4%
公園	公園	4	1,845	1.7%	1.2%
供給処理施設	供給処理施設	2	8,444	0.8%	5.3%
その他	その他施設	38	10,716	15.8%	6.7%
合 計		241	160,104	100.0%	100.0%

※公園はトイレ、四阿などの建築物系施設のみを計上しています。

※四捨五入の関係で、グラフと表の数値が合わない場合があります。

また、計画策定時当初（平成 28 年度）と計画改訂時（令和 3 年度）における建築物系施設の延床面積の増減をみると、全体で 1,954 m²減少しています。施設類型別では、その他（6,086 m²）、スポーツ・レクリエーション施設（1,334 m²）が大きく減少しています。

一方、行政系施設は庁舎が建替えられたことから 3,989 m²の増加、また、学校教育系施設は 1,232 m²、子育て支援系施設は 838 m²のそれぞれ増加となっています。

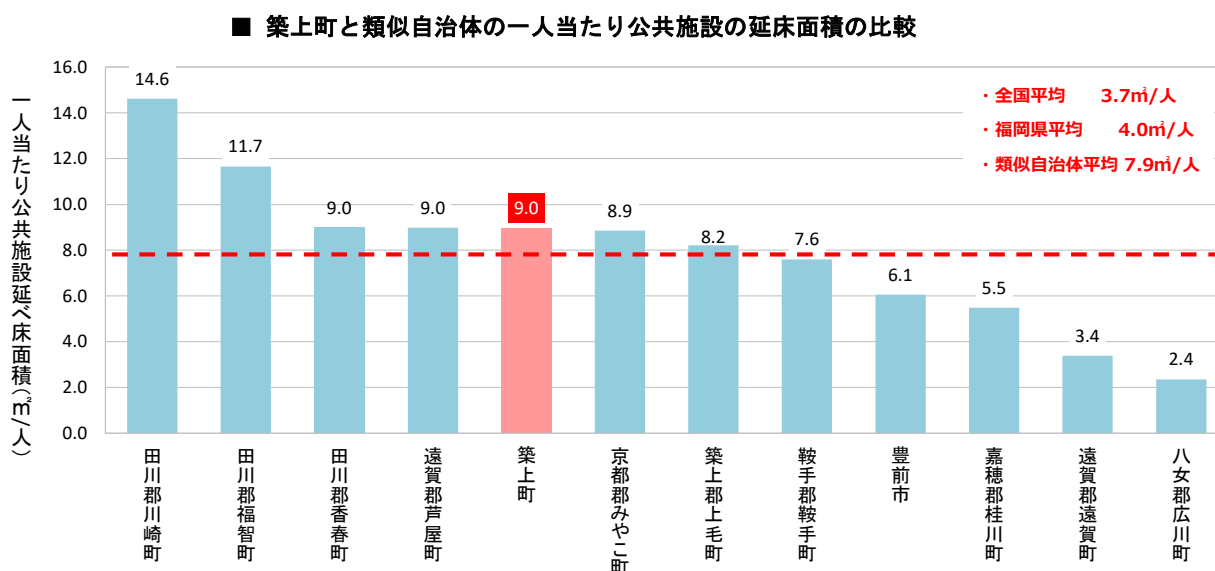
■ 建築物系施設の延床面積の増減

大分類	延床面積 (m ²)		
	計画策定時	計画改訂時	増減
町民文化系施設	20,212	20,032	▲ 180
社会教育系施設	5,748	5,748	0
スポーツ・レクリエーション系施設	7,976	6,642	▲ 1,334
産業系施設	2,427	2,427	0
学校教育系施設	34,420	35,652	1,232
子育て支援系施設	4,317	5,155	838
保健・福祉系施設	5,331	5,331	0
行政系施設	7,101	11,090	3,989
公営住宅等	47,382	47,022	▲ 360
公園	1,899	1,845	▲ 54
供給処理施設	8,444	8,444	0
その他	16,802	10,716	▲ 6,086
合計	162,058	160,104	▲ 1,954

(2) 類似自治体との一人当たり延床面積の比較

本町の建築物系施設全体の町民一人当たり延床面積は 9.0 m²/人で、計画策定時当初（平成 28 年度）の 8.7 m²/人より 0.3 m²/人の増加となっています。

下のグラフは、町民一人当たり延床面積について類似自治体と比較したものです。

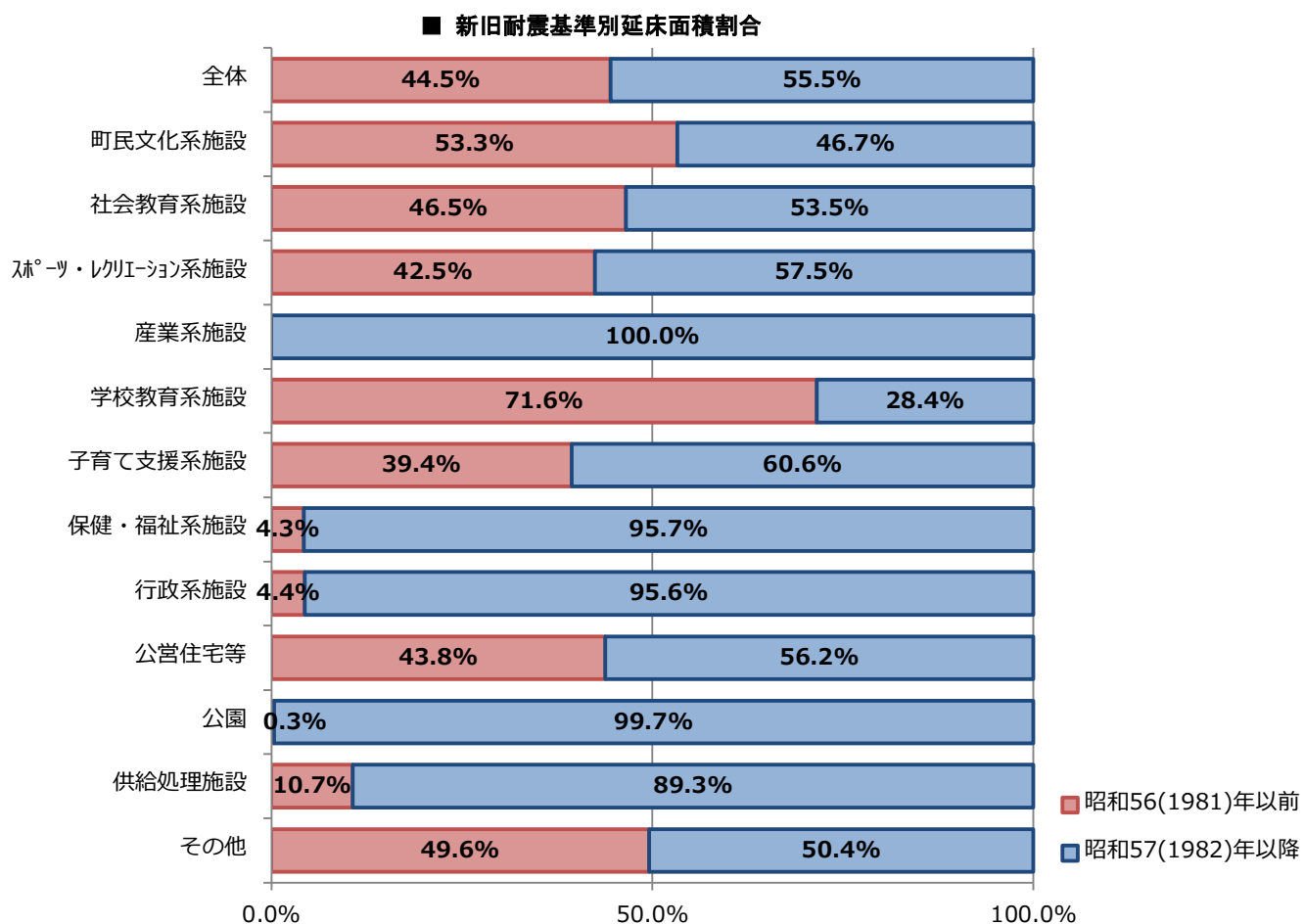


資料：国勢調査人口（R2）、公共施設状況調査（H30）によります。

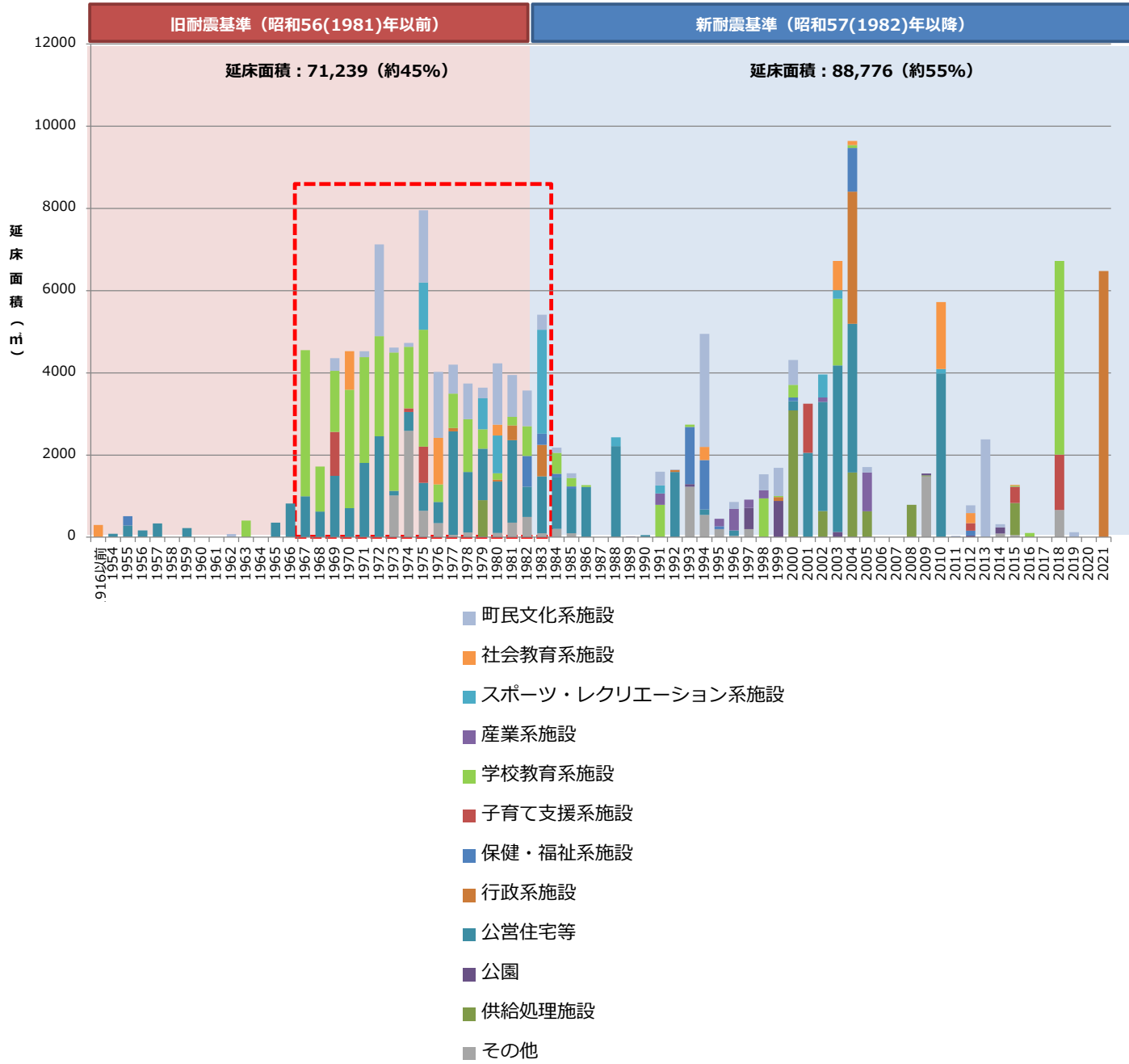
この類似自治体の中で本町は 5 番目に位置し、類似 12 自治体の中では一人当たり延床面積に関して比較的上位にあるとともに、県及び全国平均を大きく上回っていることがわかります。要因としては、合併に伴い機能の重複した施設があるとともに、公共施設の規模・配置が人口の変化に即していないことなどが挙げられます。

(3) 新旧耐震基準別延床面積割合

新旧耐震基準別の延床面積をみると、昭和56(1981)年以前に建てられた建築物系施設の延床面積は71,239㎡となっており、約45%が旧耐震基準の建築物で占められています。なお、計画策定時当初(平成28年度)における旧耐震基準の建築物の割合は約48%であり、新耐震基準の建築物の割合が3ポイント上昇しています。



■ 建築年別延床面積の状況



(4) 築年数別延床面積割合

建築年別にみると、昭和 42 (1967) 年～昭和 58 (1983) 年にかけて学校教育系施設や公営住宅等をはじめ多くの施設が建設されています。建築物全体を対象とした大規模改修は一般的に、築 25～30 年以上を経過した時期におこなわれることが多くあることから、築 30 年を境に建築物の築年数をみると、築 30 年を超えた建築物は 89,376 m²であり施設全体の約 56%を占めています。このうち公営住宅等が 28,570 m²、学校教育系施設が 27,798 m²となっており、築 30 年超の建物の過半を占めています。また、計画策定時当初 (平成 28 年度) との比較をみると、築 30 年超の建物は 1,585 m²の減少、築 30 年以下の建物も 369 m²減少しており、比率は 0.3 ポイント上昇となっています。この間に施設の更新・建替え・取り壊しなどが徐々に進められている状況がうかがえます。

■築年数別延床面積・割合

大分類	築年数別延床面積 (m ²)				大分類	築年数別延床面積 (m ²)			
	築30年超	築30年以下	築年不明	計		築30年超	築30年以下	築年不明	計
町民文化系施設	12,487	7,545	0	20,032	行政系施設	1,255	9,835	0	11,090
社会教育系施設	2,723	3,025	0	5,748	公営住宅等	28,570	18,452	0	47,022
スポーツ・レクリエーション系施設	5,754	888	0	6,642	公園	12	1,826	6	1,845
産業系施設	276	2,151	0	2,427	供給処理施設	902	7,541	0	8,444
学校教育系施設	27,798	7,854	0	35,652	その他	6,170	4,495	51	10,716
子育て支援系施設	2,031	3,124	0	5,155	総計	89,376	70,671	57	160,104
保健・福祉系施設	1,396	3,935	0	5,331		55.8%	44.1%	0.0%	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

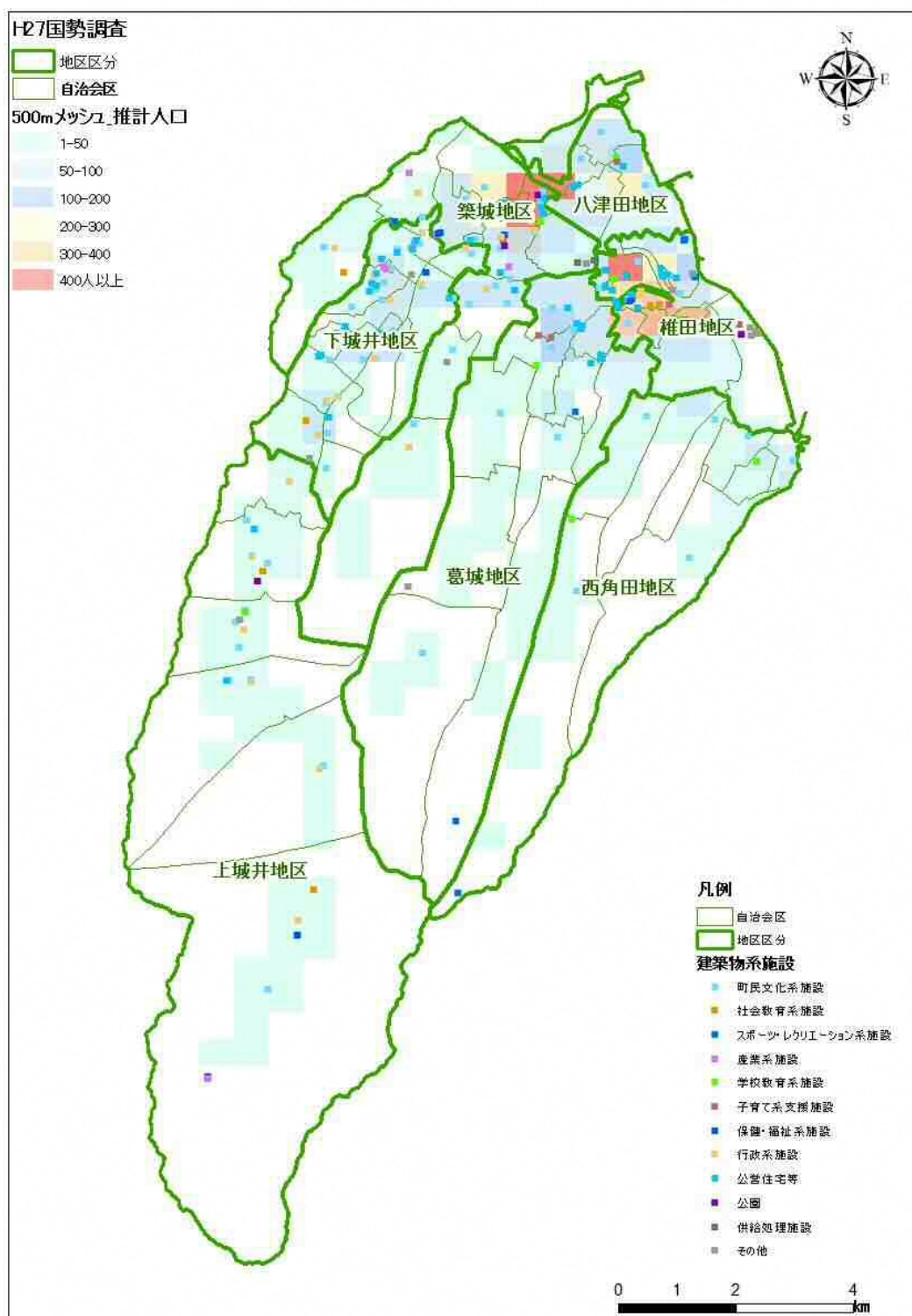
	築30年超		築30年以下		築年不明 (m ²)	延床面積計 (m ²)
	延床面積(m ²)	比率(%)	延床面積(m ²)	比率(%)		
計画策定時 (H28年度)	90,961	56.1	71,040	43.8	57	162,058
計画改訂時 (R3年度)	89,376	55.8	70,671	44.1	57	160,104
増減	▲ 1,585		▲ 369			▲ 1,954

(5) 人口分布と保有建築物系施設の配置状況

平成 27 年国勢調査による人口分布図（500mメッシュ集計）と保有建築物系施設の位置関係は下図のとおりです。

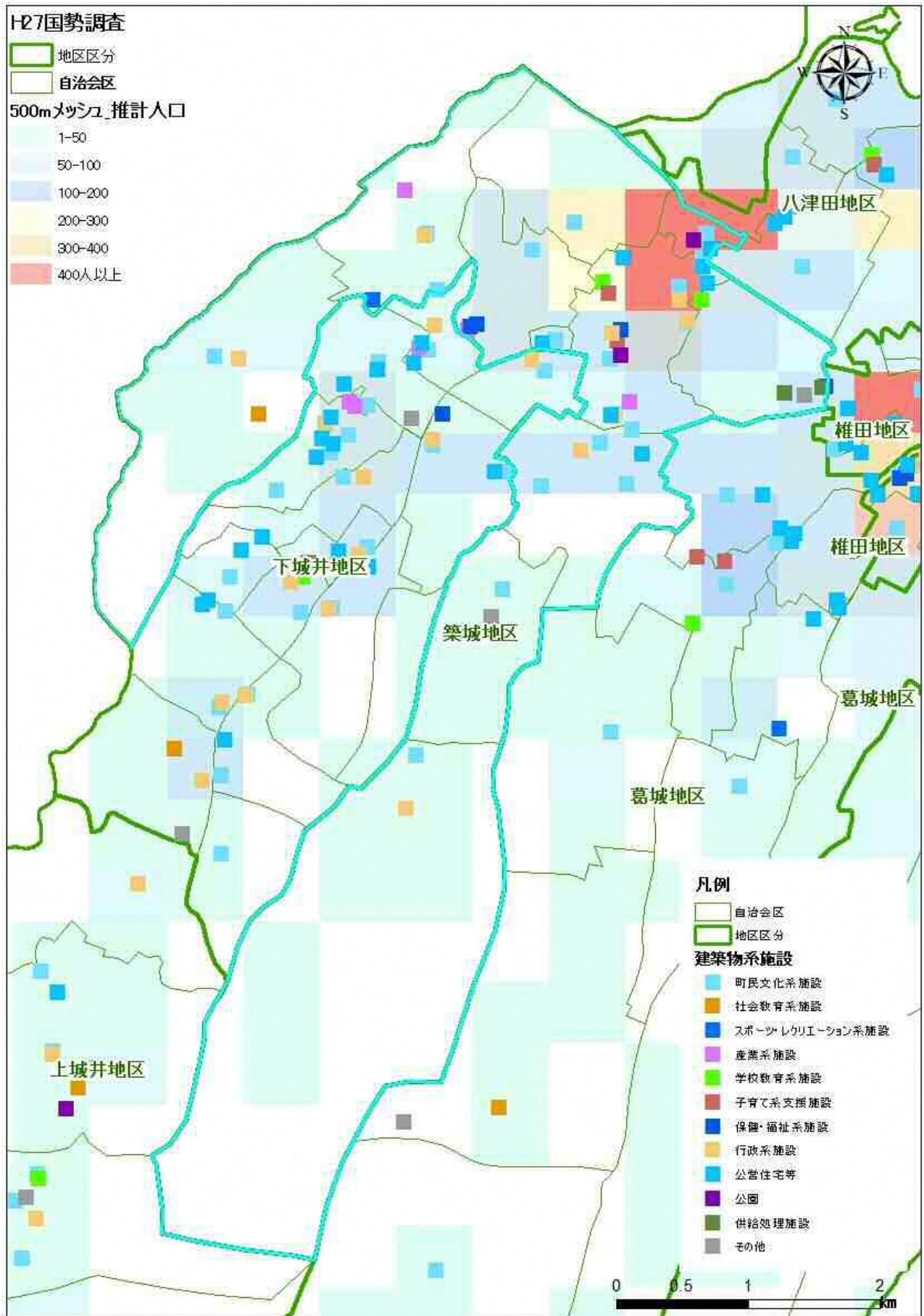
現状（平成 27 年時点）では、スポーツ・レクリエーション系施設等の郊外型のものは例外として、多くの施設は人口の多い所へ配置されている状況です。

■ 建築物系施設の配置状況（平成 27 年人口メッシュ）

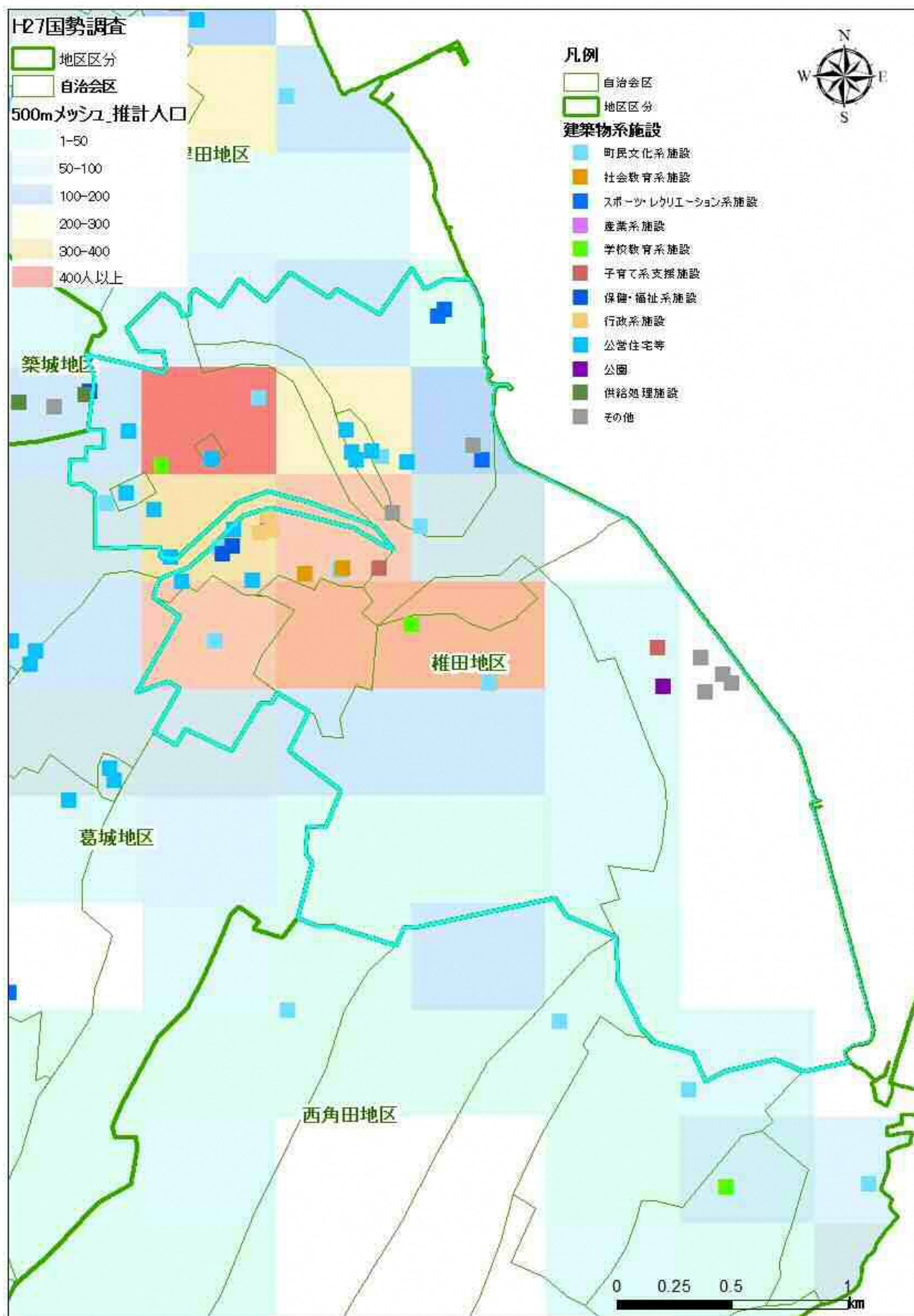


※ 平成 22 年国勢調査地域メッシュ（約 500m四方の区画）統計を基に編集・加工。

■ 建築物系施設の配置状況（平成27年人口メッシュ）築城地区拡大図

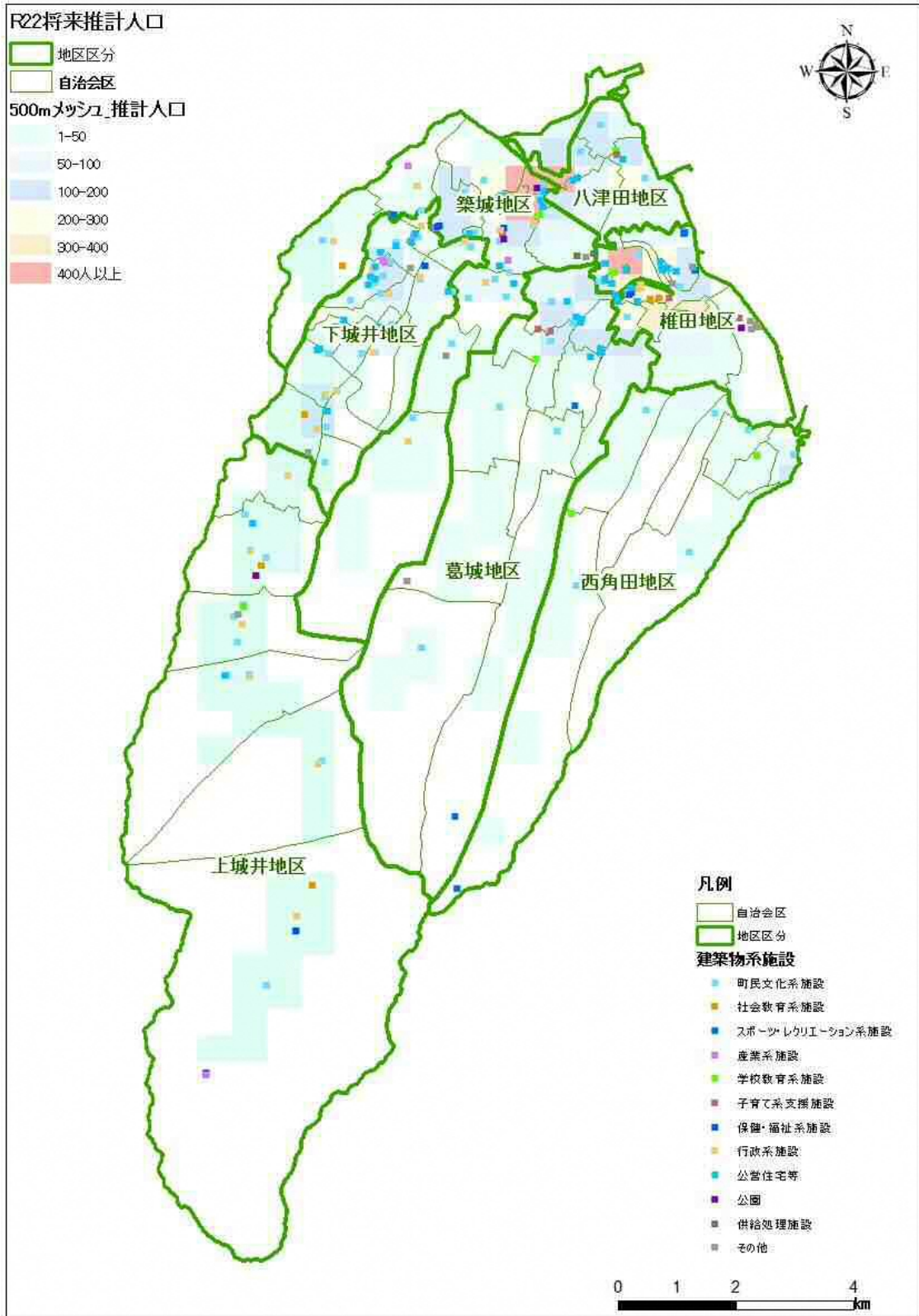


■ 建築物系施設の配置状況（平成27年人口メッシュ）椎田地区拡大図



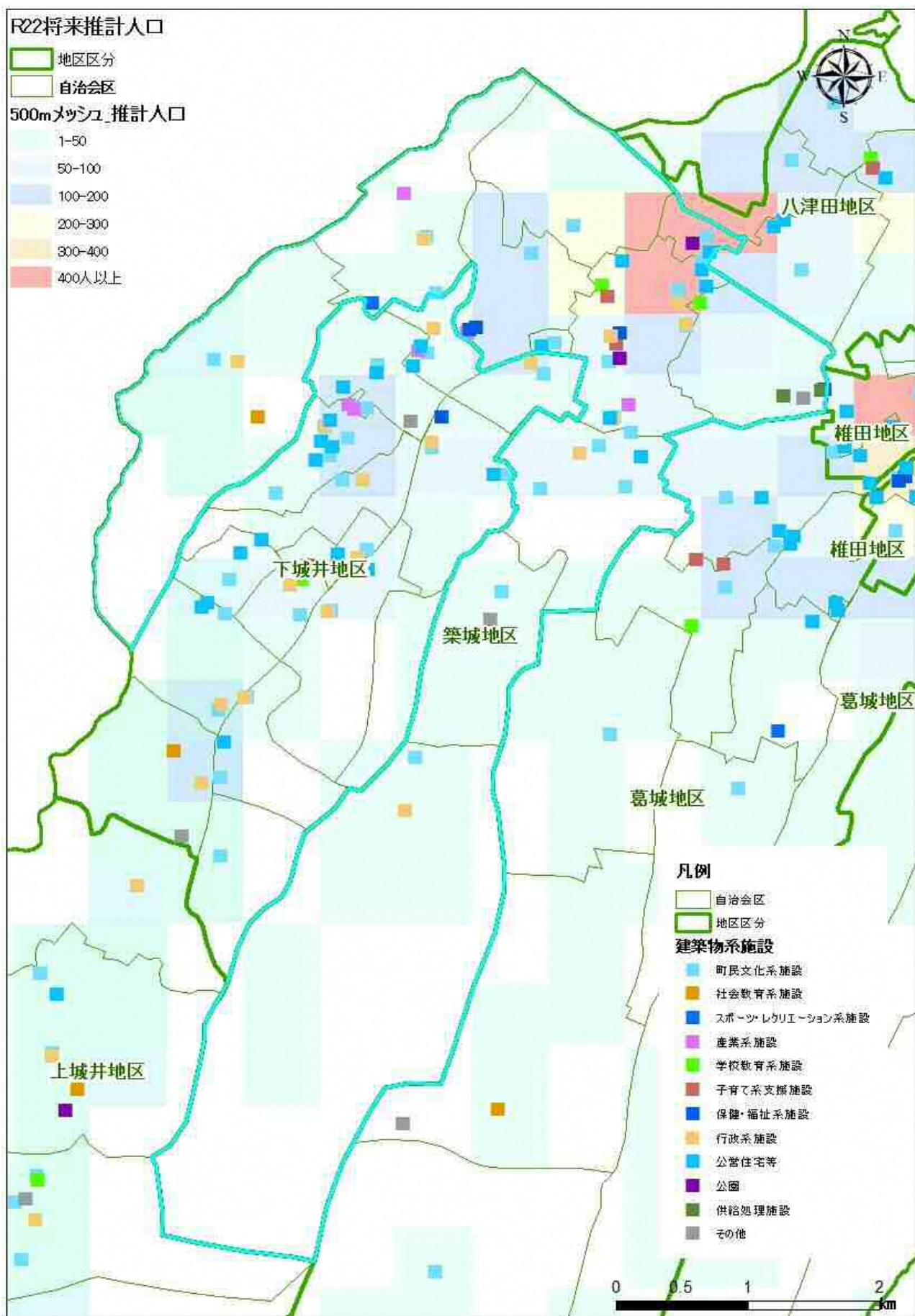
将来（令和 22 年将来推計）の人口分布図に現在保有の建築物系公共施設を重ねると下図のようになります。

■ 建築物系施設の配置状況（令和 22 年人口推計メッシュ）

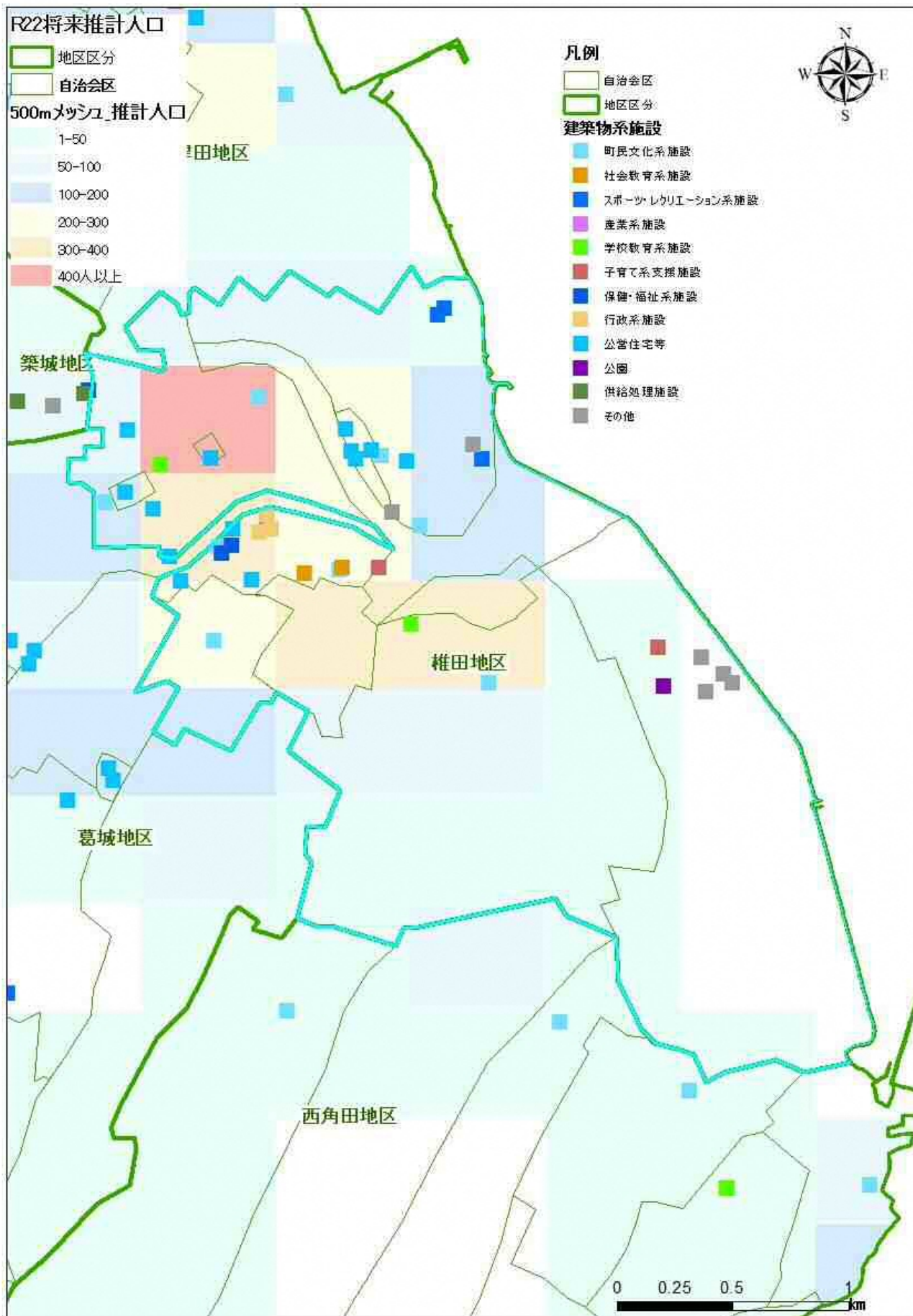


※ 令和 22 年将来推計人口地域メッシュ（約 500m 四方の区画）統計「国土数値情報 将来推計人口メッシュ（国政局推計）」を基に編集・加工。

■ 建築物系施設の配置状況（令和22年人口推計メッシュ）築城地区拡大図



■ 建築物系施設の配置状況（令和22年人口推計メッシュ） 椎田地区拡大図



(6) 過去におこなった対策の実績

計画策定時当初（平成 28 年度）以降に実施した対策の実績を、以下のとおり整理します。

①点検・診断

建築基準法第 12 条による建物の定期点検や施設、設備等の定期点検がおこなわれています。

○建築物系施設では、公営住宅・公民館・行政系施設等の外壁調査、各種施設の機械・電気・防火・昇降機などの設備点検を実施

○インフラ施設では、道路舗装、橋梁、トンネル等の定期点検を実施

②大規模改修・更新及び統廃合

実施年度	施設名	工事内容
平成 28 年度	安武第 3C 団地 (B 棟)	外壁改修工事
	築上町立八津田小学校 (屋内運動場)	非構造部材耐震工事
	築上町立椎田中学校 (武道場)	非構造部材耐震改修工事
	築上町立上城井小学校	空調機器設置工事
	築上町立西角田小学校	空調機器設置工事
	築上町立築城中学校	屋外体育倉庫新築工事、校舎解体工事
	船迫地区学習等供用施設	改修工事 (建築・設備)
	築上地区学習等供用施設	改修工事 (建築・設備)
	築上町コミュニティセンター (ソピア)	天井改修工事 (建設工事・設備工事)
	旧竹内邸	改修工事
平成 29 年度	築上町立椎田そらいろ保育園	新築工事 (椎田保育園、葛城保育園を統合)
	築上町火葬場	修繕
	観音橋	改修工事
	伝法寺団地ほか 3 棟	解体工事
	築上町立葛城小学校	空調設備機器設置工事
	築上町立下城井小学校	受変電設備更新工事
	築上町立築城中学校	校舎建築工事
平成 30 年度	築上町火葬場	修繕
	サン・コーポ椎田	外壁改修工事
	小山田地区学習等供用施設	改修工事
	越路集会所	解体工事
	築上町築城海洋センター (艇庫)	改修工事
	船迫窯跡公園 (復元工房建物)	建物構造補強工事
令和元年度	築上町龍城院キャンプ場	解体工事
	築上町立葛城保育園	解体工事
	築上町森林とのふれあい施設 (ビラ・パラディ)	解体工事
	築上町火葬場	修繕
	椎田橋	橋梁補修工事
	南別府団地ほか 2 棟	解体工事
	築上町立八津田小学校	空調機器設置工事
	築上町越路地区学習等供用施設 (仮称)	新築工事 (建築・外構、設備)

実施年度	施設名	工事内容
令和2年度	築上町役場	庁舎新築工事、旧庁舎解体工事
	築上町保健センター「チアフルつき」	空調機取替工事
	築上町火葬場	修繕
	立岩橋	橋梁補修工事（橋面工、上部工）
	吉川橋	橋梁補修工事
	越路団地	解体工事
	築上町立西角田小学校	受変電設備新設工事、校舎屋上防水補修工事
	築上町立八津田小学校	プール解体・樹木伐採工事

※工事金額 500 万円以上のものを抽出

③民間活用、広域相互利用

3施設で民間の指定管理者による管理がおこなわれています。

- ・築上町文化会館（コマーレ）
- ・築上町FM放送施設（スターコーンFM）
- ・築上町物産館

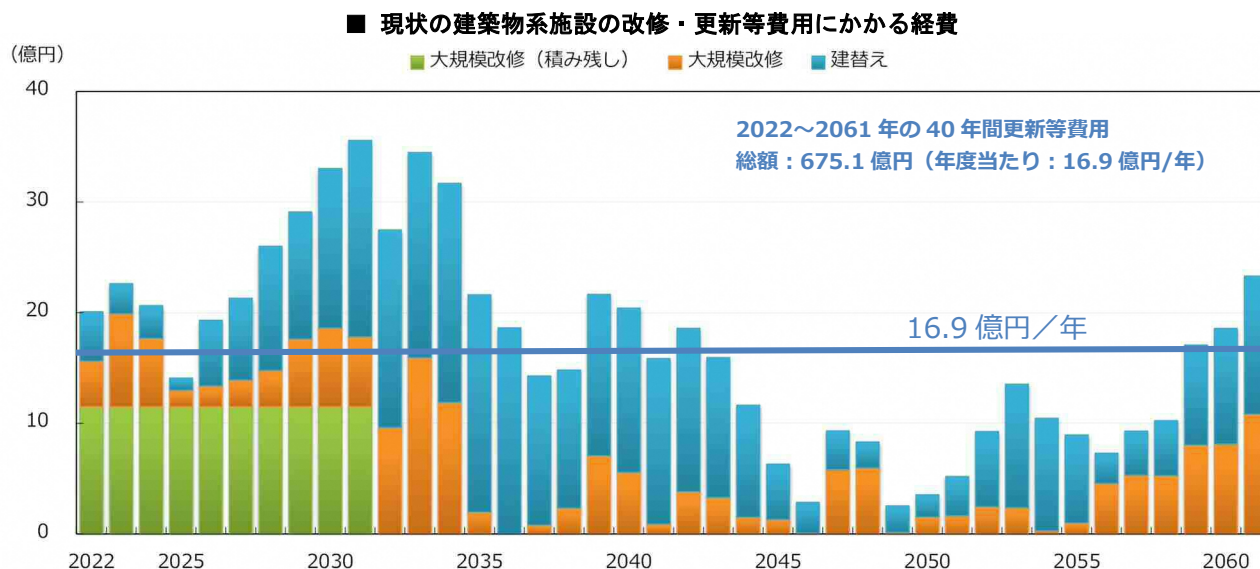
④個別施設計画の策定

- ◆平成23年度 築上町公営住宅長寿命化計画（計画見直し中）
- ◆平成28年度 築上町水道事業経営戦略
- ◆平成28年度 築上町下水道事業経営戦略
- ◆平成29年度 機能保全計画書
（八津田漁港・椎田漁港・西角田漁港・西八田漁港）
- ◆平成30年度 橋梁長寿命化修繕計画 一 個別施設計画（橋梁）一
- ◆令和元年度 第2期 築上町学校施設等長寿命化計画

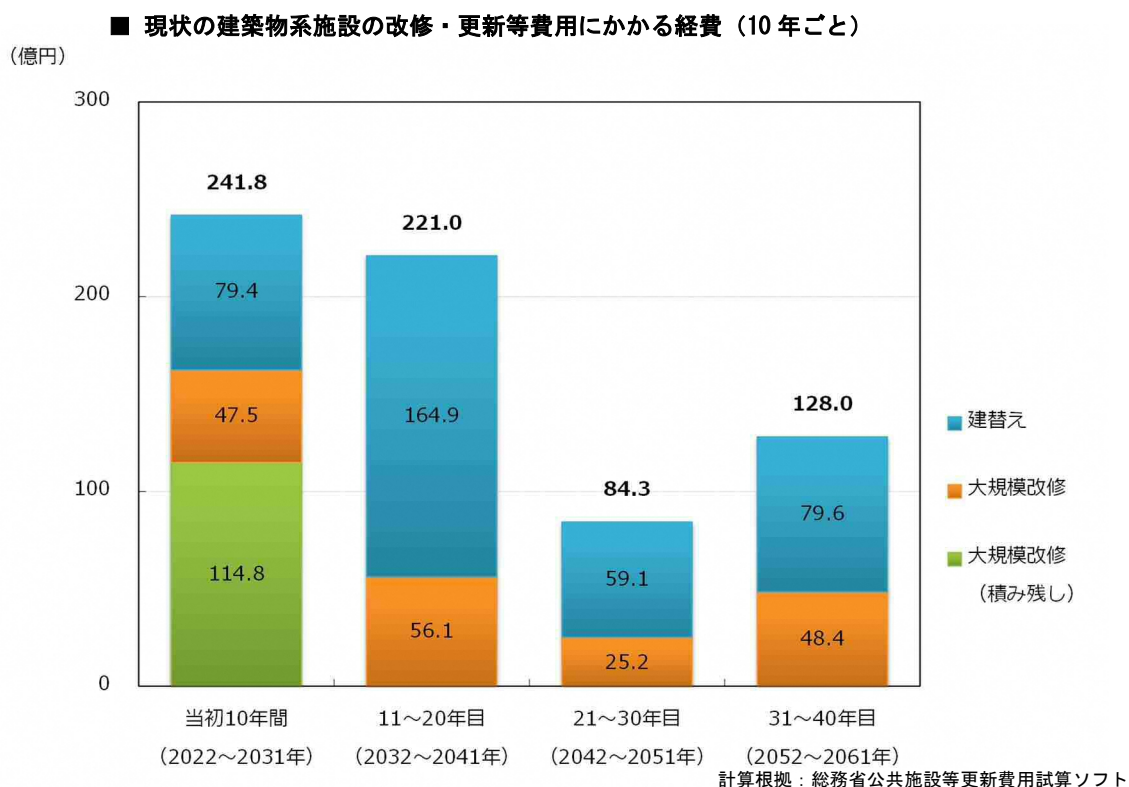
2-4. 将来の更新費用の推計

(1) 建築物系施設の改修・更新等費用

本町が保有する建築物系施設を現在と同規模で維持し続けると仮定した場合、今後 40 年間で総額約 675.1 億円（年間約 16.9 億円）の改修・更新費用が必要と見込まれます。（文化財及び上下水道施設除く）



今後 40 年間の更新費用の見込みを 10 年間ごとに見てみると、当初 10 年では約 242 億円（年間 24.2 億円）が必要と見込まれ、そのほとんどが大規模改修（積み残し）に充当されることとなります。11～20 年目では、約 221 億円（年間 22 億円）が見込まれており、以降の総額は下がるものの、建替え費用が大半の割合を占めることが見込まれます。



本町が保有するインフラ系施設について、今後 40 年間に於ける更新費用は約 472.7 億円(年間約 11.9 億円)の改修・更新費用が必要と見込まれます。その内訳は、道路で約 414.5 億円(年間約 10.4 億円)、橋梁で約 58.2 億円(年間約 1.5 億円)となります。

推計条件

<公共施設(建築物)更新費用の推計条件>

○耐用年数・更新の基本的な考えは以下のとおり

- ・耐用年数：60 年(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)
- ・建替え＝更新年数：築 60 年、建替え期間：3 年間
- ・大規模改修期間＝実施年数：築 30 年、改修期間：2 年間、積み残し期間：10 年間
※「積み残し」とは、試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合のことを示す。

○経過年数が 31 年以上 50 年未満の施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修をおこなうと仮定

○経過年数が 51 年以上の施設については、建替え時期が近いことから、大規模改修はおこなわずに 60 年経過した年度に建替えると仮定

○耐用年数(60 年)を経過している施設については、調査年度を建替え年度と仮定

○総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価(抜粋)

大分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅等	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

<インフラ系施設更新費用の推計条件>

○更新費用(円)＝将来年次別更新ストック量(㎡)×更新単価(円/㎡)

○道路

- ・総面積を耐用年数(15 年)で割った値を 1 年間の更新量とし、毎年更新していくと仮定
- ・更新単価＝一般道路：4,700 円/㎡、自転車歩行者道：2,700 円/㎡

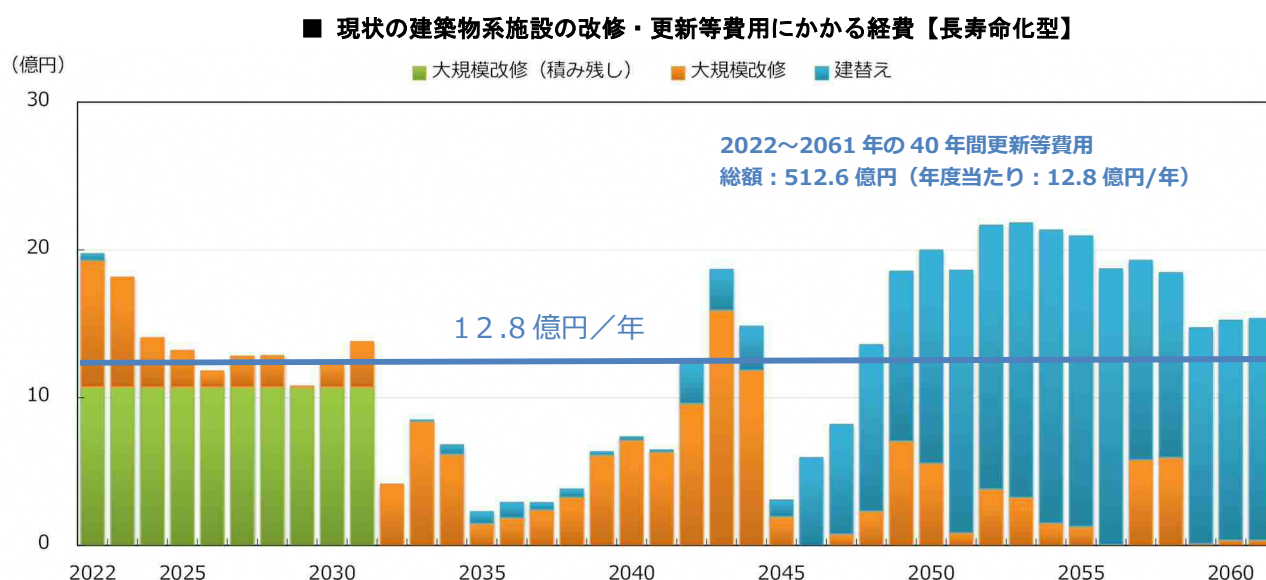
○橋梁

- ・耐用年数(60 年)経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定
- ・更新単価＝PC 橋・RC 橋・石橋・木橋・その他：425 千円/㎡、鋼橋：500 千円/㎡

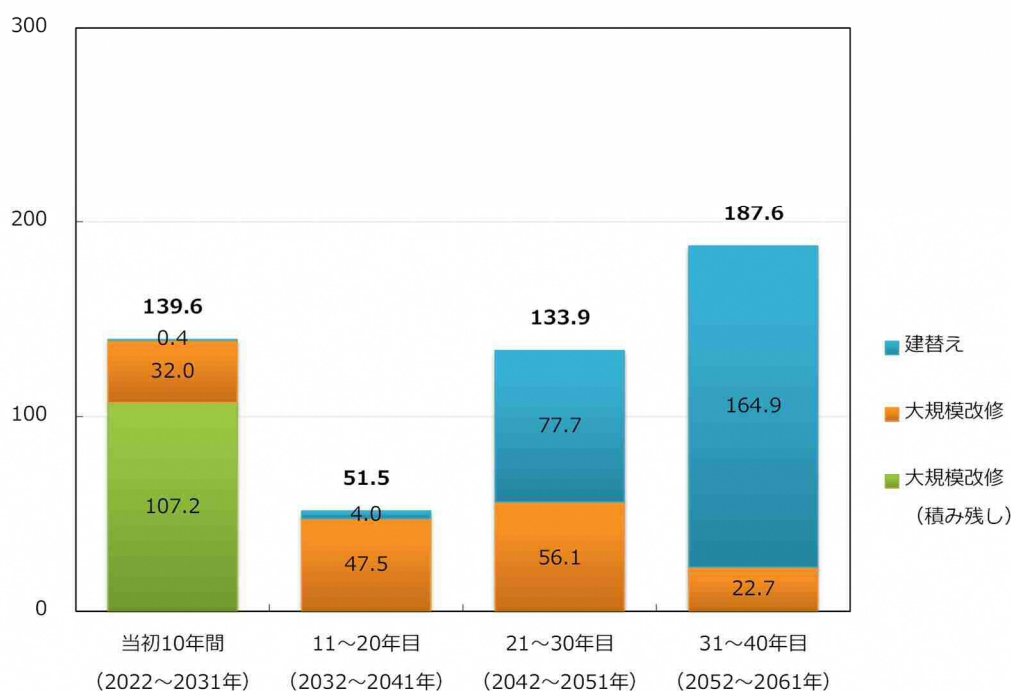
(2) 長寿命化による効果額

本町が保有する建築物系施設を現在と同規模で維持するとともに、個別施設計画を今後策定し、計画的に長寿命化を図り、建築後60年の耐用期間（従来型）を建築後80年まで使用（長寿命型）とした場合、今後40年間で総額約512.6億円（年間約12.8億円）の改修・更新費用が必要と見込まれます（文化財及び上下水道施設除く）。

従来型と比較すると、長寿命化による効果額が40年間で約162.5億円（年間約4.0億円）が縮減されることになります。



■ 現状の建築物系施設の改修・更新等費用にかかる経費（10年ごと）【長寿命化型】
（億円）



計算根拠：総務省公共施設等更新費用試算ソフト

■ 改修・更新等費用にかかる経費と長寿命化効果額

使用年数	当初10年間	11～20年目	21～30年目	31～40年目	40年間 合計	年平均
	2022～ 2031年	2032～ 2041年	2042～ 2051年	2052～ 2061年		
従来型 (建築後60年使用)	約241.8 億円	約221.0 億円	約84.3 億円	約128.0 億円	約675.1 億円	約16.9 億円/年
長寿命化型 (建築後80年)	約139.6 億円	約51.5 億円	約133.9 億円	約187.6 億円	約512.6 億円	約12.8 億円/年
効果額	約102.2 億円	約169.5 億円	▲約49.6 億円	▲約59.6 億円	約162.5 億円	約4.0 億円/年

3章 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1. 現状と課題についての基本認識

本町の公共施設等の管理に関する基本方針を定めていくために、前章でまとめた内容を踏まえ、本町の現状とそれについての課題を3つの面（人口面、財政面、安心安全面）から整理していきます。

<人口面>

現状	少子高齢化が進行し、人口の大幅な減少が見込まれています。 ⇒今後 20 年間で約 5 千人減少
課題	<ul style="list-style-type: none">● 今後、持続可能で最適な公共施設等の改修・更新を図っていくためには、将来的な需要に基づく「量」の見直しが重要となります。人口規模に見合った最適な施設保有量を見出し、それを適正に保つための総量削減に向けた検討をおこなう必要があります。● 人口構造の変化や合併に伴い、施設建設当時とニーズが変化していることが予想されます。このため、今後想定される将来的なニーズの変化を見込んだ公共サービスのあり方や町の将来像を意識したバランスのとれた施設配置の検討、施設の必要性の見直しをする必要があります。

<財政面>

現状	2町が合併してできた本町は、公共施設等も旧町でそれぞれ整備された施設をそのまま引き継いでいるため、設置目的やサービス内容等が類似する施設も存在し、将来の維持管理に多額の費用がかかることが見込まれています。 ⇒今後、年平均 28.8 億円（建築物系施設 16.9 億円、インフラ資産 11.9 億円） の更新費用が必要
課題	<ul style="list-style-type: none">● 施設の用途や機能についての重複を解消し、民間との連携も視野に入れながら、公共施設等にかかる維持管理費や事業運営にかかる費用の削減に取り組むとともに、新たな財源確保を検討する必要があります。● 今後 20 年間のうちに集中すると見込まれる改修・更新の時期に対応するため、施設の見直しも含め、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制させ、平準化させることが必要です。

<安心安全面>

現状	<p>本町の公共施設は昭和 40 年代～昭和 50 年代にかけて建設されている建物が多く、旧耐震基準(昭和 56 年(1981 年)以前)の建物や、既に築 30 年を経過している建物が多くなっています。それらの公共施設の改修・更新の時期が今後 20 年間のうちに集中することが予測されます。</p> <p style="text-align: center;">⇒築 30 年超の建物は約 56%、旧耐震基準の建物は約 45%</p>
課題	<ul style="list-style-type: none">● 近年発生している大規模地震により、地震に対する公共施設等の安全性に関する町民の関心も高まっています。耐震性能が確認されていない建物については、点検・診断をおこない、必要に応じて耐震化を進めていく必要があります。● 建物性能を確保するため、老朽化に対応した修繕や更新を的確におこない施設の安全を確保する必要があります。● 修繕や更新に際しては、老年人口の増加にも配慮し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の推進や省エネルギー対策など環境にも配慮し、町民や社会的なニーズを捉えた誰もが安心・安全に利用できる施設への対応が必要です。

3-2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

将来にわたり、持続的な町民サービスを提供していくため、前項で整理した課題に対応した公共施設等の管理に関する本町の基本的な考え方を示します。

人口構造の変化や将来的なニーズへの対応

～将来人口を見据えた施設保有量の最適化と多様なニーズに対応したサービスの提供～

人口減少等の社会情勢変化に的確に対応するため、町の将来を見据えながら、「適正な施設保有量」を検証し、施設保有量の最適化を図ります。また、町の将来像を見据え、拠点への集約化なども視野にいれた公共施設等の計画的な整備や再配置を推進するとともに、「施設」維持だけではなく、行政サービス水準や内容等を見直し、公共サービスとしての「機能」の維持向上に努めます。

厳しい財政状況への対応

～持続性のある健全な財政と効率的・効果的な施設運営～

一町でのフルセット主義の整備から脱却し、県や近隣都市との機能分担による広域連携や、民間活力の導入、受益者負担の見直しなど、効率的・効果的な管理運営に努め、次世代に良質な建築物・インフラを引き継いでいくため、LCC（ライフサイクルコスト）を意識した計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。また、遊休地や未利用・未活用財産の売却・貸付や、新たな財源確保のための資金調達手法の検討を進めます。施設にかかる維持・管理・更新等の費用の平準化・削減に取り組みます。そのために、施設情報は一元管理し、将来的な更新計画等を立案する等、総合的なマネジメントの実現を目指します。

安心・安全なまちづくりへの対応

～施設の安全性の確保と長寿命化～

地域防災計画に位置づけられている施設など、重要性、緊急性を考慮した耐震化を進め、公共施設等の安心・安全の確保を図ります。今後必要な施設については、大切に長く使うという考え方から、定期的な点検・診断に基づき「事後保全」から「予防保全」に転換することで、計画的な維持管理による安全性の確保をおこない、長寿命化を図ります。

3-3. 公共施設等の管理に関する実施方針

前項で定めた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、公共施設等を実際に管理していくための**実施方針**を以下に定めます。今後の公共施設等の管理はこれらの実施方針に従うものとします。

① 点検・診断の実施方針

- 今後も安全・安心な公共サービスの機能を維持できるよう、公共施設等の**日常的・定期的な点検・診断**を適切に実施します。点検にあたっては、町職員等の目視や巡回による日常の自主的点検と、法令等に基づく定期・法令点検を組み合わせさせていただきます。
- 実施した点検・診断の結果は、その劣化状況等を**情報として集積・蓄積（データベース化）**させて**一元管理**をおこなうことで、日常の管理業務の品質向上と効率化を図り、メンテナンスサイクルの構築のために有効活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 建物系公共施設の保全は、損傷や故障の発生に伴い改修等をおこなう対症的な「事後保全」から、機能低下の予兆を事前に把握し、未然に使用不可能な状態を避ける「予防保全」に転換し、適切な維持管理を図ります。
- 公共施設等を安全・安心に供用し続けるためには、日常の保守をおこなうことによって、劣化及び機能低下を防ぐ必要があります。このため、日常的・定期的な点検・診断によりデータベース化された情報をもとに、施設の劣化状況や施設の利用状況・防災等の重要度等を加味して優先度をつけるとともに、適切な工事の実施時期や手法等を検討し、**計画的・効率的に修繕・更新等**をおこないます。また、修繕時期等を把握し計画的に予防保全を実施することにより、費用の平準化を図ります。
- 今後も維持すべき施設の修繕・更新時には、ユニバーサルデザインに配慮し、町民の誰もが利用しやすい施設の機能・性能の向上に努めます。また、将来的な地球環境にも配慮するため、省エネルギー対策の一環として**再生可能エネルギーの導入等を検討**し、環境負荷の低減や災害時の機能維持などを考慮し、長期的な視点で維持管理費用の削減に取り組みます。
- 技術開発の動向を注視し、今後も維持すべき施設の修繕・更新時には、新技術の導入を推進します。

③ 安全確保、耐震化の実施方針

- 今後も維持すべき施設については、日常はもとより災害時における**十分な安全性の確保**にも努めます。万一の事故・事件・災害に遭遇した場合の損害を最小限にとどめ、早期復旧が可能な体制の構築に努めます。
- 老朽化により**点検・診断等で危険性が認められた施設**については、**解体・撤去を基本**とし、町民の安全確保に努めます。利用面の理由等により**供用廃止となった施設は売却を基本**とします。
- 今後も維持していく施設については、**優先度（利用頻度や避難所等）に基づき、順次、耐震化対策を実施**します。また、修繕・大規模改修の時期を迎える施設については、耐震化改修を併せて実施することによって、計画的に耐震化を進めていきます。
- インフラ施設については、危険性が認められた施設及び耐震性に問題があると判断された施設のうち、施設の特性、緊急性、重要性等を考慮の上、優先的に対策を進めるべき施設（避難路等）から、補修工事の実施や耐震化等の対策について検討します。また、修繕・更新時には耐震性を有する施設を整備していくことに努めます。

④ 長寿命化の実施方針

- 長寿命化計画等の個別施設計画を策定し、今後も維持していく施設については長寿命化（公共施設等の長期使用）を図ります。
- 今後も維持すべき施設については、従来の「事後保全」から、未然に経年劣化を抑制すべく維持管理する「**予防保全**」へと**転換**し、施設のLCC（ライフサイクルコスト）を削減します。
- 今後、更新や新築・新設をする際には、計画段階からあらかじめ長寿命化に必要な機能を備えた耐久性の高い資材の利用や維持管理しやすい構造とするなど、長寿命化への対応を図ります。

⑤ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 少子高齢化や国際化の進行による利用者の変化等を考慮し、建物の改修及び更新・新設の際には、ユニバーサルデザイン化を図ります。
- 今後も維持していく既存施設においては、敷地内通路の段差の解消や点字ブロックの設置、建物内の床面段差の解消や手すり、スロープの設置などのバリアフリー化の普及に努めます。
- 道路及び公園の改修に際しては、歩行空間の確保、段差の解消、歩道や園路等への点字ブロックの設置等に努めます。

⑥ 統合や廃止の実施方針

- 町の合併の経緯や将来を見据えた場合の必要性、社会経済情勢（人口構造、財政状況等）の変化から、本町にとっての適正な施設保有量を見極め、さらに近隣市町との**広域的な相互利用**を進めることで、機能の集約、施設の廃止、複合化、転用等の検討を可能にし、**コンパクトシティを視野に入れた公共施設等の再編**を進めます。
- 本来の設置目的に合致していないものや利用状況が極めて少ないもの、また老朽化等により使用が制限されニーズに対応できていないもの、社会的役割が既に終了したものについては、供用の廃止又は転用を検討します。また、民間と競合するものや民間サービスで代替可能なものについては、民間譲渡等も検討します。
- 今後のまちづくり施策に重要な施設以外は**新規整備をおこなわないことを基本**とします。**新規整備が必要な場合は、民間活力の導入や集約化等**を検討し、**総量規制の範囲内**でおこないます。
- インフラ資産は、人口動向等の社会情勢や需要の変化、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直し等をおこなうことにより適正な供給を確保するとともに、保有量の見直し、削減を図ります。

⑦ 土地の有効活用方針

- 既存の公共施設等の統廃合等により利用されなくなる施設、また供用廃止が決定した施設の跡地や遊休地は、民間への売却や貸付を検討し、公共施設等整備のための財源確保を図ります。
- 跡地や遊休地を有効に活用するため、**定住促進のための住宅地等の整備・分譲、企業誘致のための環境整備や売却**をおこないます。

⑧ 総合的かつ計画的な管理実現のための体制の構築方針

【庁内体制】

- 本計画を実現するために、庁内で横断的な連携を推進するための体制を整備し、経営的な視点で進めていきます。具体的には、**公共施設等の管理部署（企画財政課）が中心**となり、公共施設等に関する情報やデータを一元化し提供できる仕組みを構築することで、計画の進捗管理や各部署に対する支援・調整等をおこなうこととします。これにより、各所管部署との連携のとれた実効性のある庁内体制を構築します。
- 公共施設等マネジメントに関する職員研修会等を開催するなど、職員の意識啓発や技術の取得・向上を図ります。
これにより、職員一人ひとりが公共施設等に関する問題意識を持ち、規則的な日常点検の実施や公共サービスの機能維持・向上のための創意工夫を

発揮できる体制を整えます。

【官民連携】

- 官民連携により、効率的な公共施設等の管理をおこなうため、**包括的民間委託や指定管理者制度、PPP／PFIの積極的な活用**を図ります。
- 町民と行政の相互理解や共通認識を高めるため、適宜、ホームページ・広報紙等を活用した情報発信・情報共有に努めます。また、町民の意見を収集するなど協働による取り組みを推進します。
- **町民利用施設の使用料・手数料について**、施設の利用実態や近隣市町の状況を踏まえ、受益者負担のあり方について適正であるか検証をおこない、**必要に応じて見直しを図ります**。
- 町民や地域団体等が施設の維持管理、運営に参加する手法・制度を検討し、町民及び地元住民等との協働・連携を強化します。

【広域連携】

- **県や近隣市町と広域的な連携を強化**し、公共施設等の相互利用や共同運営等の推進を図り、維持管理費用や更新費用の分担等による効率化を図ります。
- 施設の統廃合や除却などに係る国・県の補助制度等を有効に活用し、施設の維持管理等に要する財源の確保と財政負担の軽減を図ります。

【取り組みの見直し】

- PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより取組の進捗管理をおこないます。施設の状態や人口動向等の社会情勢、町の財政状況等の経済情勢等を総合的に判断し、必要に応じて取組及び計画等の見直しをおこないます。

3-4. 公共施設等の保有量の目標

本町の公共施設保有量は約 16 万㎡で、町民一人当たりの延床面積は全国平均や類似自治体よりも多く、今後の財政状況を見据えるとすべての施設を更新していくことは困難な状況です。今後、将来にわたり必要なサービスを維持していくためにも、財政規模に応じた適切な保有量を目指します。

計画期間 20 年間で施設保有量の 約 27% 削減（延床面積ベース）を目指します。

なお、インフラ施設については、集約・複合化による改善や施設そのものの廃止が現時点では考えにくい
ため、現状を把握し保全需要を把握することで持続可能な施設保有量を目指します。

目標数値は今後の財政収支や人口動向等、社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しをおこないます。

4章 類型ごとの管理に関する基本方針

前章までに、本町における公共施設等に関する現状と課題についての基本認識を整理し、そこから管理に関する基本的な考え方を導き出した上で、それを実施していくための「公共施設等の管理に関する実施方針」及び、「公共施設等の保有量の目標」を示しました。

本章では、以下の15種類に分類した本町の公共施設等について、類型ごとの現状を整理し、3章で定めた方針を踏まえて今後の類型別の方針をまとめていくこととします。

- 町民文化系施設
- 社会教育系施設
- スポーツ・レクリエーション系施設
- 産業系施設
- 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- 行政系施設
- 公営住宅等
- 供給処理施設
- その他
- 道路・橋梁
- 上水道・下水道
- 公園
- 漁港
- 土地

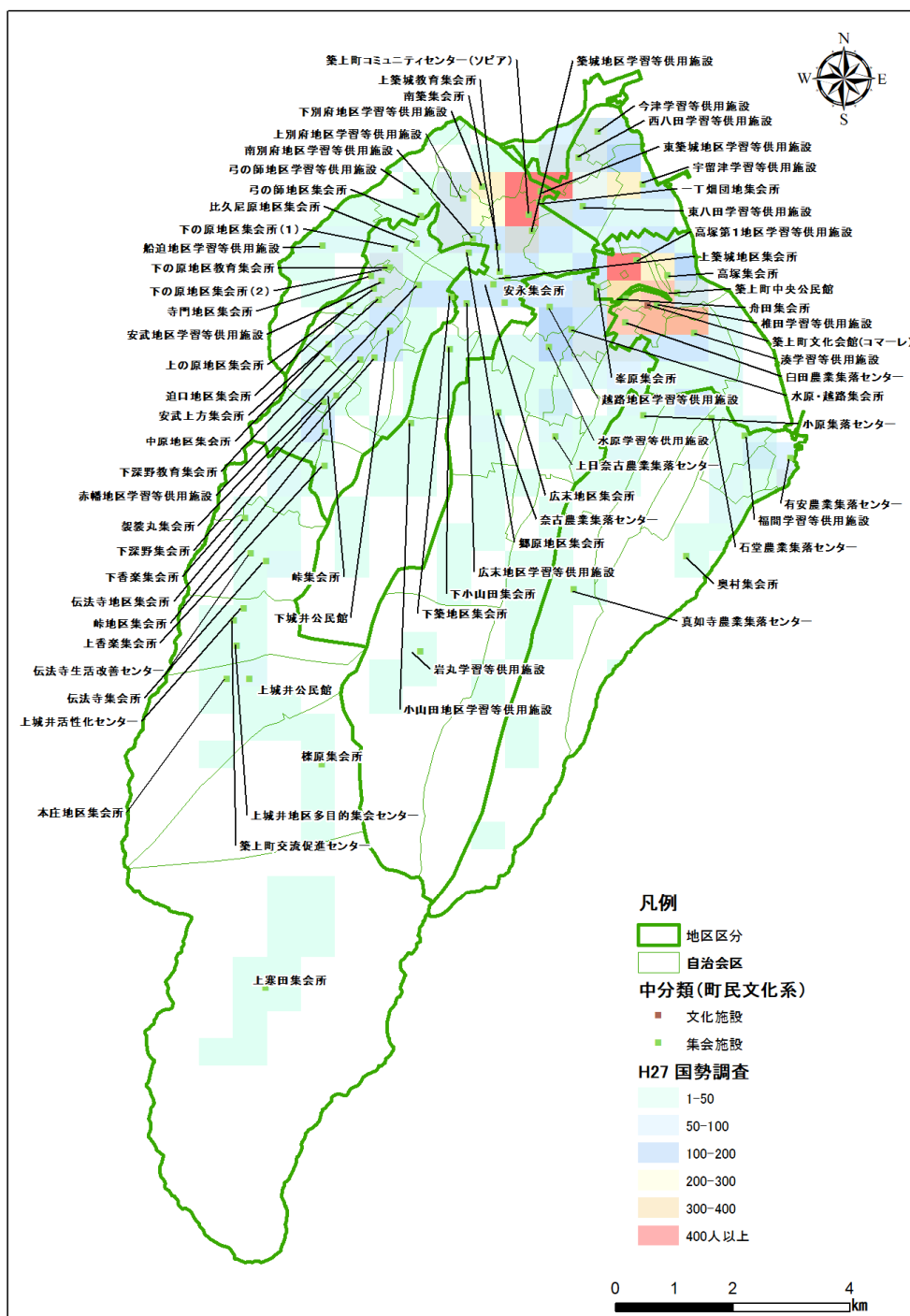
4-1. 町民文化系施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
集会施設	中央公民館、コミュニティセンター（ソピア）、地区公民館、集会所、学習等供用施設、上城井活性化センター 等
文化施設	文化会館（コマーレ）

町民文化系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

施設の現状	
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティセンター（ソピア）は、平成 25 年度建設の新しい施設で、直営で管理しており、貸館業務が大半を占めています。 ● 中央・上城井・下城井公民館と教育集会所は現在、直営で管理しており、老朽化も進み稼働率が高くない施設もあります。学習等供用施設や集会所は各自治会に設置されており、自治会長と指定管理契約を締結しています。 ● 地区公民館、集会所、学習等供用施設、生活改善センター等、1自治会に1施設ではなく、複数の施設を有する自治会もあり、機能していない施設も多数あります。 ● 集会所等に係る維持管理費は、自治会等が負担していますが、町から修繕費等を補助金として交付しています。 ● 多くの学習等供用施設や公民館、一部の集会所は、町開設、もしくは自主避難所に指定されています。 ● 上城井活性化センターは旧築上西高等学校上城井分校の建物を活用し、現在は地域間交流の場として利用されています。指定管理者制度による管理をおこなっていますが、築 40 年が経過し、施設の老朽化も目立ってきています。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設後 20 年以上経過し、施設全体が老朽化してきており、特に機械器具の修繕、更新は毎年おこなっている状況です。 ● 現在、指定管理者制度による管理をおこなっています。

(2) 今後の管理方針

基本方針	
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置目的を踏まえ、利用が少ない施設については、地区住民の意見を反映し、今後の継続・解体等について検討をおこないます。 ● 継続する施設は必要に応じ、補修を実施していきます。避難所に指定されている施設についても、補修等維持の方法を検討していきます。 ● 当面は現行の管理方法の継続を前提としますが、地域自治の振興という観点からも、施設を町から自治会へ移譲について今後検討していきます。 ● 南築集会所内にある適応指導教室は、学校環境になじめない児童生徒と学校をつなぐ場としての機能を維持していきます。 ● 上城井活性化センターの効果的な運営を図るとともに、将来的な施設の廃止・解体を含めた今後のあり方を検討していきます。 ● コミュニティセンター（ソピア）は当面は直営で管理をおこなう予定ですが、将来的には民間による管理など、多様なサービス形態の導入について検討していきます。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に指定管理者による管理がおこなわれていますが、将来的には民間のノウハウを活用したサービス形態を導入も視野に入れ、多様化する地域住民のニーズに対応していきます。 ● 独自の企画や広域での PR 等をおこなうことで、利用率の向上を図ります。

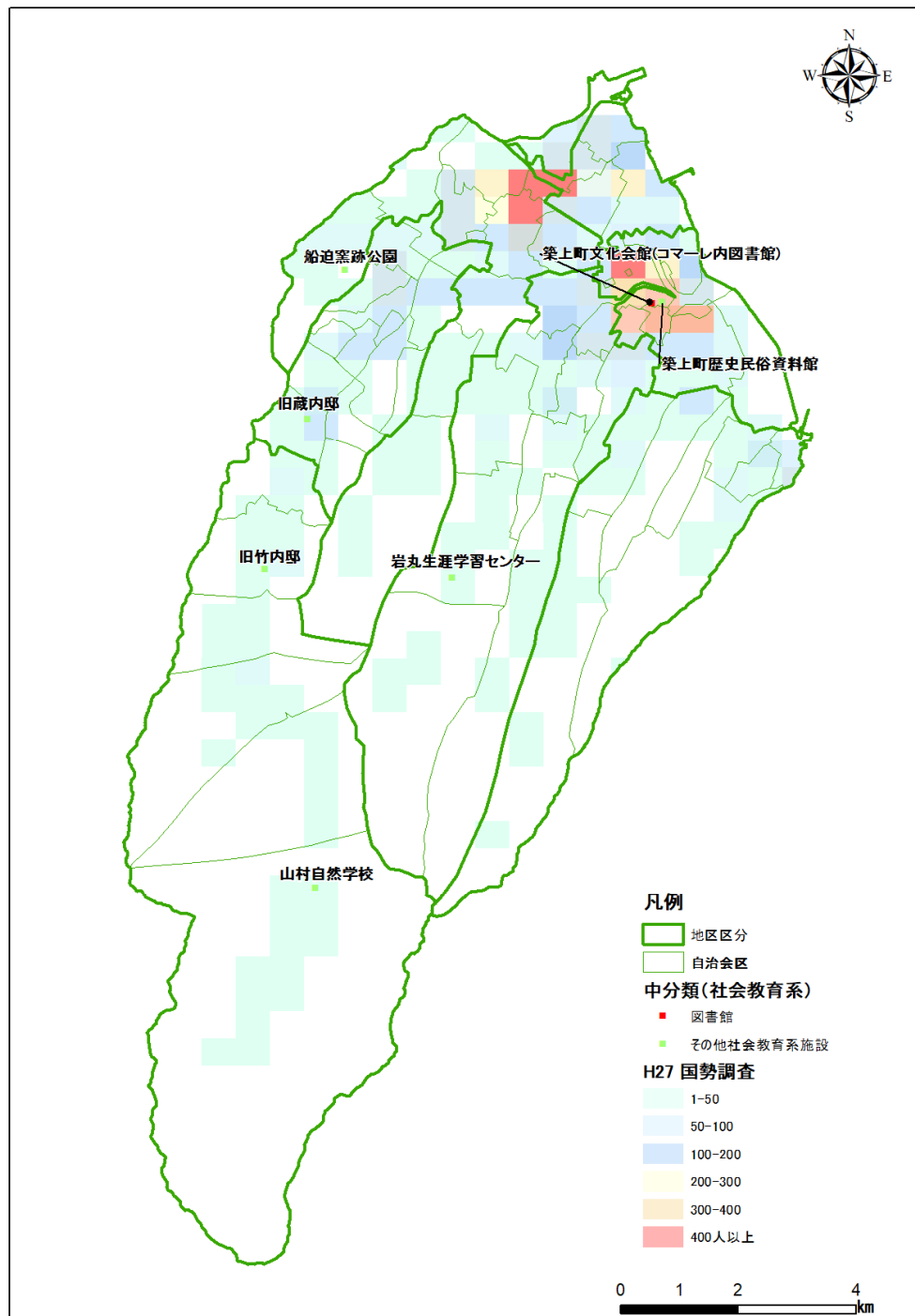
4-2. 社会教育系施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
図書館	図書館
その他社会教育系施設	岩丸生涯学習センター、山村自然学校、旧藏内邸、旧竹内邸、築上町歴史民俗資料館、船迫窯跡公園

社会教育系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

施設の現状	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館は文化会館（コマーレ）内にあり、新耐震基準による建物内の施設です。 ● 施設の維持管理等についてはコマーレ内施設のため、コマーレに準じ、町の直営により運営されています。 ● ネットワーク化による蔵書検索等が可能になっていますが、蔵書管理・利用者ニーズの面からも手狭になっているのが現状です。
その他社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩丸生涯学習センターは、現在、施設使用はおこなっていません。 ● 山村自然学校は、現在、施設使用はおこなっていません。 ● 旧藏内邸は、敷地と周辺一帯が広く国の名勝に指定されており、来場者等よりその価値と美しさが高く評価されています。しかし、建物は築 100 年を経過し、劣化や破損箇所が多く見られ、特に雨漏りなど屋根の修理が課題となっています。 ● 旧竹内邸は明治 13 年～大正 5 年に建てられた近代和風建築で、総合的な史跡として保存活用しています。平成 28 年度に寄贈を受け、現在、地方創生加速化交付金事業により整備を進めています。しかし、建物は築 100 年を経過し、劣化部分は平成 28 年に部分的に修理し古民家食堂として整備しましたが、屋根や病院棟と離れ平屋の劣化が著しい状況にあります。 ● 築上町歴史民俗資料館が入っている椎田学習等供用施設（延塚記念館）は昭和 55 年建築の建物で、エレベーターもなく、3 階の資料館へは、高齢者・身体障がい者の利用促進を図ることが難しい状況です。 ● 船迫窯跡公園は、平成 11 年に国指定史跡に指定された 6～8 世紀の窯跡と工房跡を一般公開している公園で、土器づくりや勾玉作り体験施設等は、遺跡の保存と来場者の利便性確保のための修繕等を適宜実施しています。

(2) 今後の管理方針

基本方針	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの方が図書館サービスを楽しむことができるよう、さらに改善点を検討し、ICT の活用などによるサービスの向上を図ります。
その他社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩丸生涯学習センターは、維持管理に係る必要最低限の管理委託業務（草刈・施設内点検等）を締結していますが、将来的には施設の廃止・解体を視野に入れて検討していきます。 ● 山村自然学校の所在地は、福岡県の土砂災害警戒区域に指定されており、施設解体に向けた取り組みをおこなっていきます。 ● 旧藏内邸、旧竹内邸は、既存の状況を変えずに、かつ長く町の財産として活用するため、定期的な補修をおこない、質の維持に努めます。 ● 築上町歴史民俗資料館については、民具、古文書、考古資料など分野別に分けて、収蔵と展示は同一施設にするか、総合的な収蔵展示施設を整備するか、町の歴史資料館の将来像を検討することが重要です。 ● 船迫窯跡公園は維持管理、管理運営と活用は町でおこない、旧藏内邸は維持管理を町でおこない、管理運営と活用は地域や民間の活力を有効活用します。

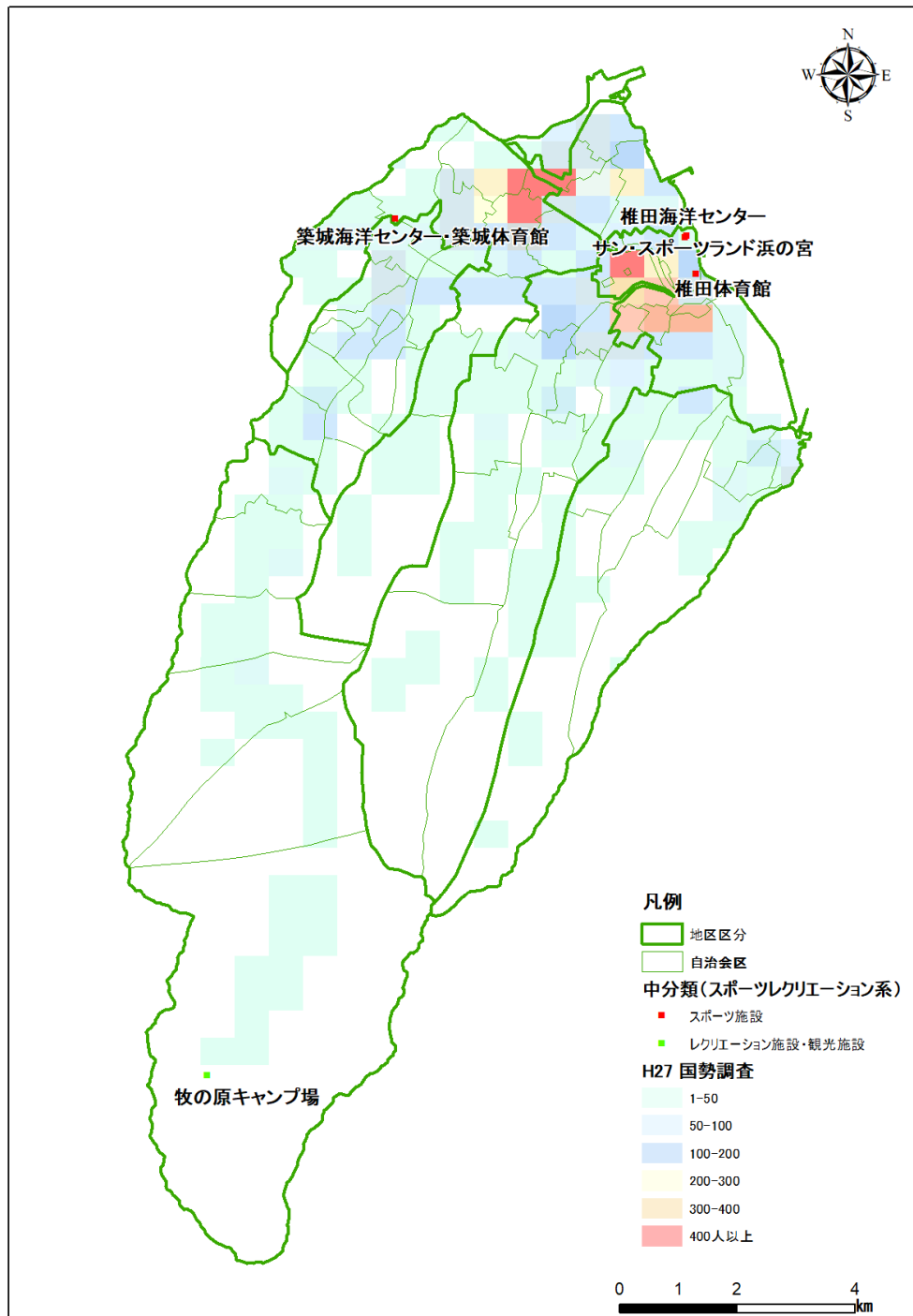
4-3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
スポーツ施設	椎田体育館、築城体育館、サン・スポーツランド浜の宮、椎田海洋センター、築城海洋センター 等
レクリエーション施設・観光施設	牧の原キャンプ場

スポーツ・レクリエーション系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての施設が合併前に整備され、老朽化が進み、新耐震基準以前の建物もあります。 ● ナイター設備は全てが水銀灯照明ですが、現在水銀灯の生産は終了しており、今後は全てLED照明に変更する必要があります。 ● 椎田地区の体育施設については、管理業務委託契約を締結しており、椎田体育館事務室にて受付業務等の管理をしている状況です。 ● 築城地区の体育施設は、海洋センター体育館事務室にて直営で管理（受付のみ包括業務委託）している状況です。 ● 各施設とも町民の健康に寄与していますが、町内に点在しており、それがスポーツ振興の大きな妨げになっているとも考えられます。
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 牧の原キャンプ場には、キャンプシーズン・紅葉シーズンには多くの観光客が訪れています。 ● 施設の老朽化により、機械設備等の補修頻度が高まっています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用対効果の観点から、継続して維持していく施設を見極めた上で改修をおこなっていきます。 ● 築城地区の体育施設も椎田地区同様に、管理業務委託による管理を検討していきます。 ● 施設が町内に点在していること、利用率が低い施設があることから、統廃合を含め、実効性をもった総合的な体育施設建設の計画を検討します。
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利活用策の再検討による利用者増加と稼働率の向上に努めるとともに、管理・運営コストの削減や設備における省エネ対策を進め、より効率的な施設運営を図ります。 ● 経営的視点をもって利用状況や代替機能の有無、指定管理の方法等を検証し、施設の長期的なあり方を検討します。 ● 利用者の多い施設については、必要に応じた修繕を実施し、長寿命化及び利用者の安全対策を図っていきますが、利用者の極めて少ない施設については、管理組合等と協議の上、廃止、解体も視野に入れて検討していきます。

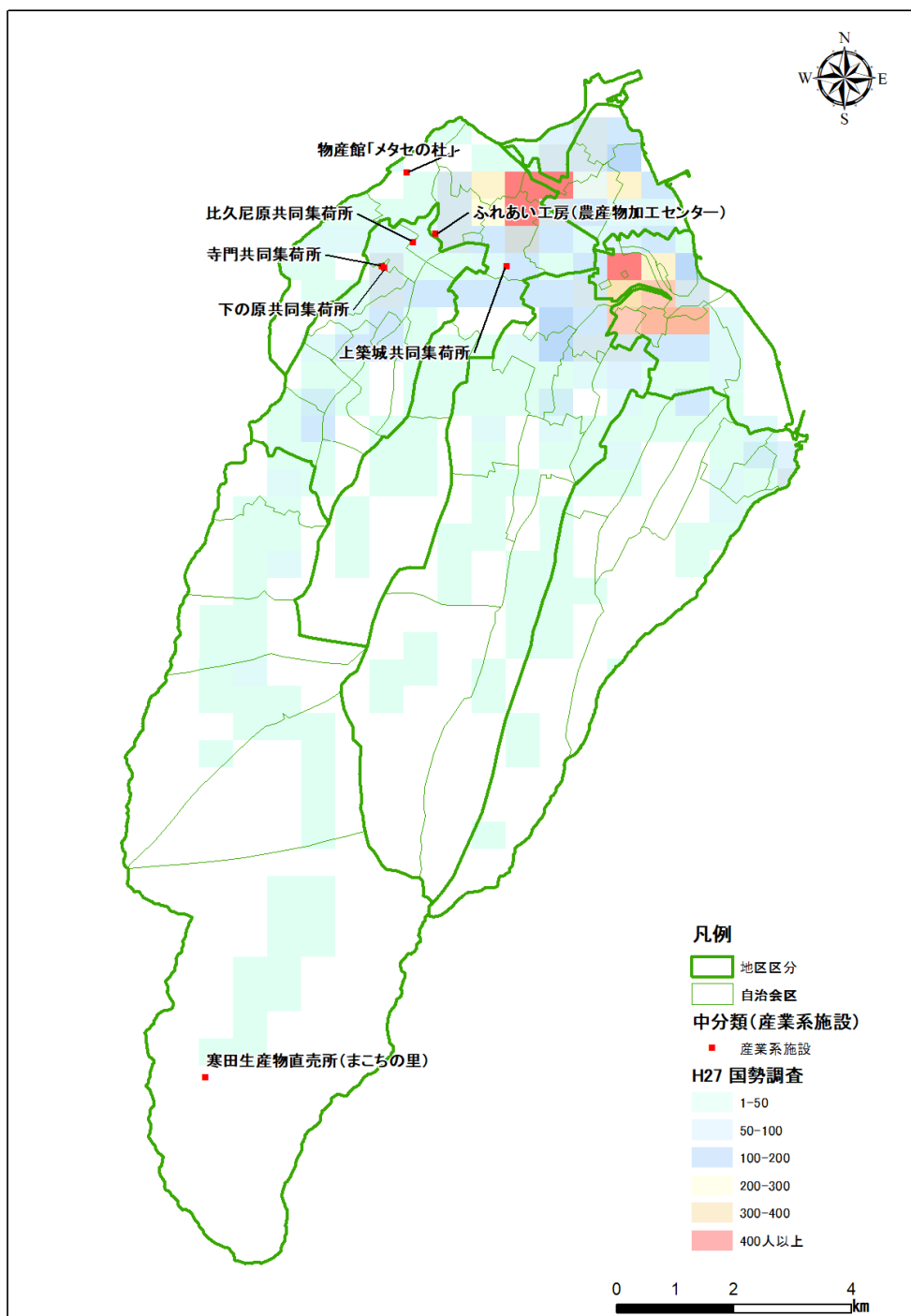
4-4. 産業系施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
産業系施設	物産館「メタセの杜」、寒田生産物直売所（まこちの里）、ふれあい工房（農産物加工センター）、共同集荷所

産業系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 物産館「メタセの杜」は、物産館、芝生広場、マルシェ、国際交流館、遊具広場、自衛隊航空機の展示等があり、買い物だけでなく総合的に楽しめる施設です。 ● 寒田生産物直売所（まこちの里）は、業務委託により、地元住民による団体と協定しており、地元特産品の販売に加え軽食やドリンクも販売し、年間を通じて営業しています。 ● 直売所、物産館は比較的用户が多くなっています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 寒田生産物直売所（まこちの里）の管理は、今後も地元住民による管理運営を継続します。 ● 経営的な視点をもって利用状況や代替機能の有無、指定管理の方法等を検証し、施設のあり方を検討してサービスの向上を図ります。 ● 継続する施設は、計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化及び利用者の安全対策を図ります。

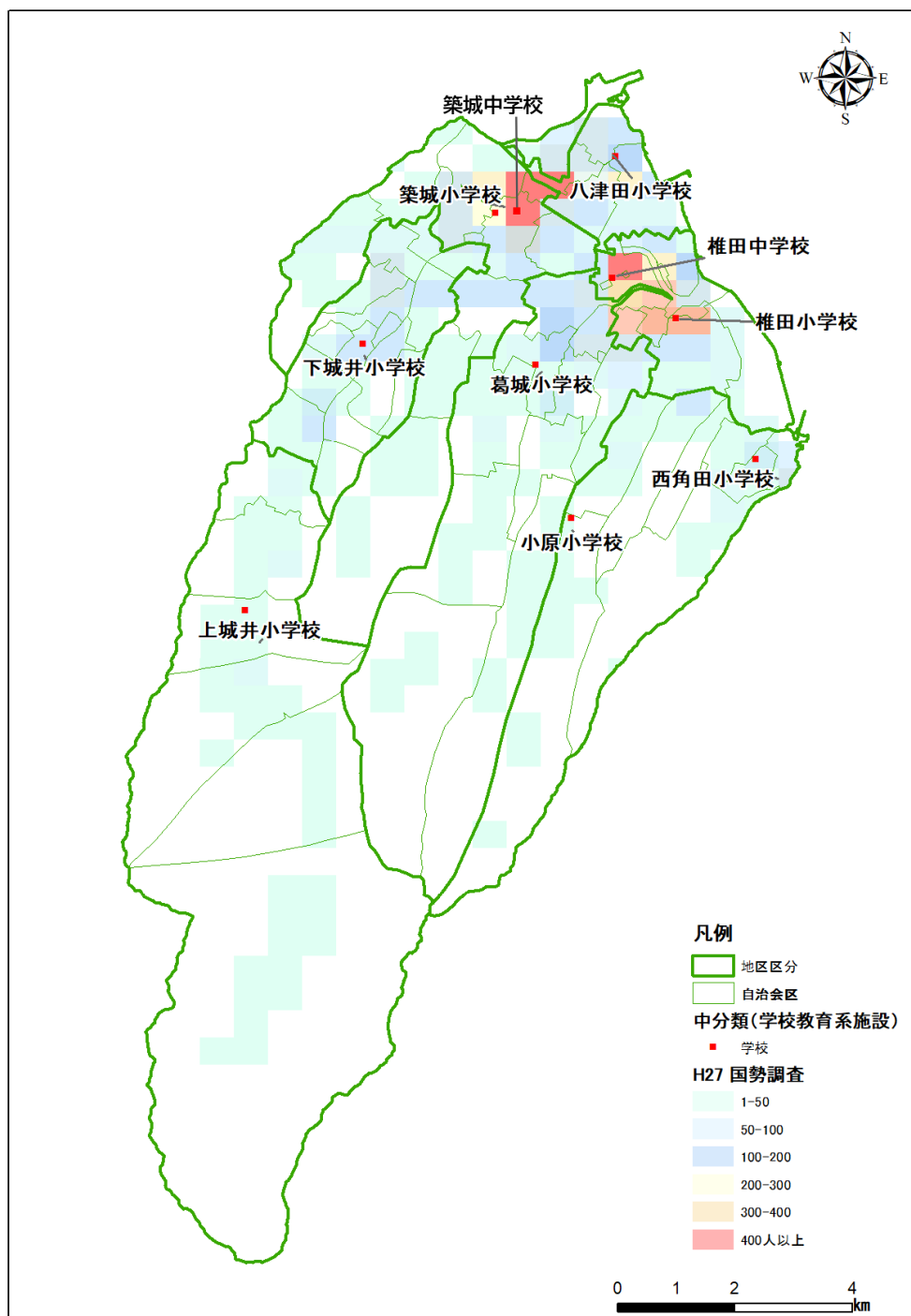
4-5. 学校教育系施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
学校施設	椎田小学校、八津田小学校、葛城小学校、小原小学校、西角田小学校、築城小学校、下城井小学校、上城井小学校、椎田中学校、築城中学校

学校教育系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設は、災害時の避難施設として重要な施設となっています。 ● 児童・生徒数は減少しています。 ● 築40年を経過しているものが多く、施設によっては老朽化が著しい状況です。 ● 児童、生徒の安全を最優先し、緊急性、重要度が高く、かつ効果の大きい修繕を実施しています。 ● 老朽化した学校を建替える計画に取り組んでいます。 ● 建替予定の近い施設については、大規模な改修を保留し、最低限の修繕で対応しています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設は地域の重要な拠点であることから、学校利用者の安全に配慮しながら維持管理を図ります。 ● 老朽化の著しい建物については、順次建替えもしくは長寿命化を図り、その際には、児童数、生徒数に応じた規模の施設としていきます。各施設の運営状況や事業期間、費用対効果、計画の効果を考慮し、学校施設長寿命化計画に基づき効率的な改修・修繕をおこないます。 ● 改修、修繕等の履歴等を一元的に管理して、効率化を図り、計画的に改修をおこなっていきます。

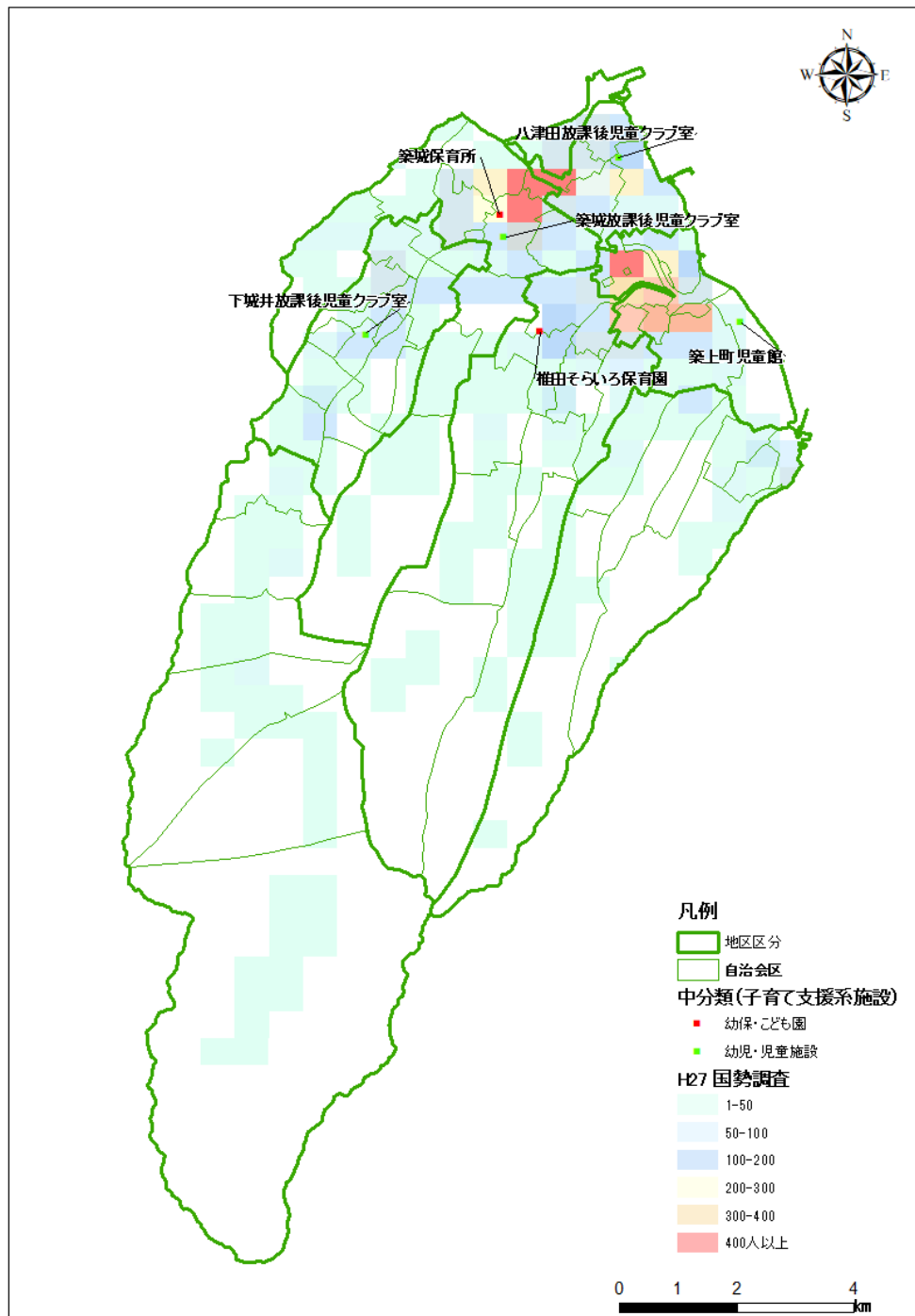
4-6. 子育て支援系施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	主な施設
幼保・こども園	椎田そらいろ保育園、築城保育所
幼児・児童施設	築上町児童館、築城放課後児童クラブ室、八津田放課後児童クラブ室、下城井放課後児童クラブ室

子育て支援系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
幼保・こども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 29 年に椎田そらいろ保育園が完成し、旧椎田保育園と旧葛城保育園が統合したことにより、現在、公立保育所は、椎田そらいろ保育園と築城保育所の 2 園になりました。 ● 築城保育所は築 30 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 築上町児童館では、本町をはじめ広域での児童関係者の幅広い利用に供するため、関係行政機関との連携を保ち、児童健全育成に関わる多面的な広報活動を実施しています。 ● 放課後児童クラブは築上町児童館・八津田放課後児童クラブ室・築城放課後児童クラブ室・下城井放課後児童クラブ室の町内 4 か所で実施しています。 ● 放課後児童クラブ室は、近年利用者が減少しています。 ● いずれの施設も、指定管理、事業委託を実施しています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
幼保・こども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 築上町公有財産管理委員会で旧園舎跡地の利活用について協議した結果、いずれの施設についても、解体・更地とする方針で決定しています。そのため、旧葛城保育園は令和元年度に解体工事を実施し、旧椎田保育園については、今後解体予定です。
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も指定管理や事業委託による管理を前提とした効率的・効果的な運営を目指し、指導員の育成等、利用者のニーズに応える努力をしていきます。 ● 増設する場合は、他施設の空きスペースを利用するなど施設の有効活用を検討します。 ● 計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化及び利用者の安全対策を図ります。

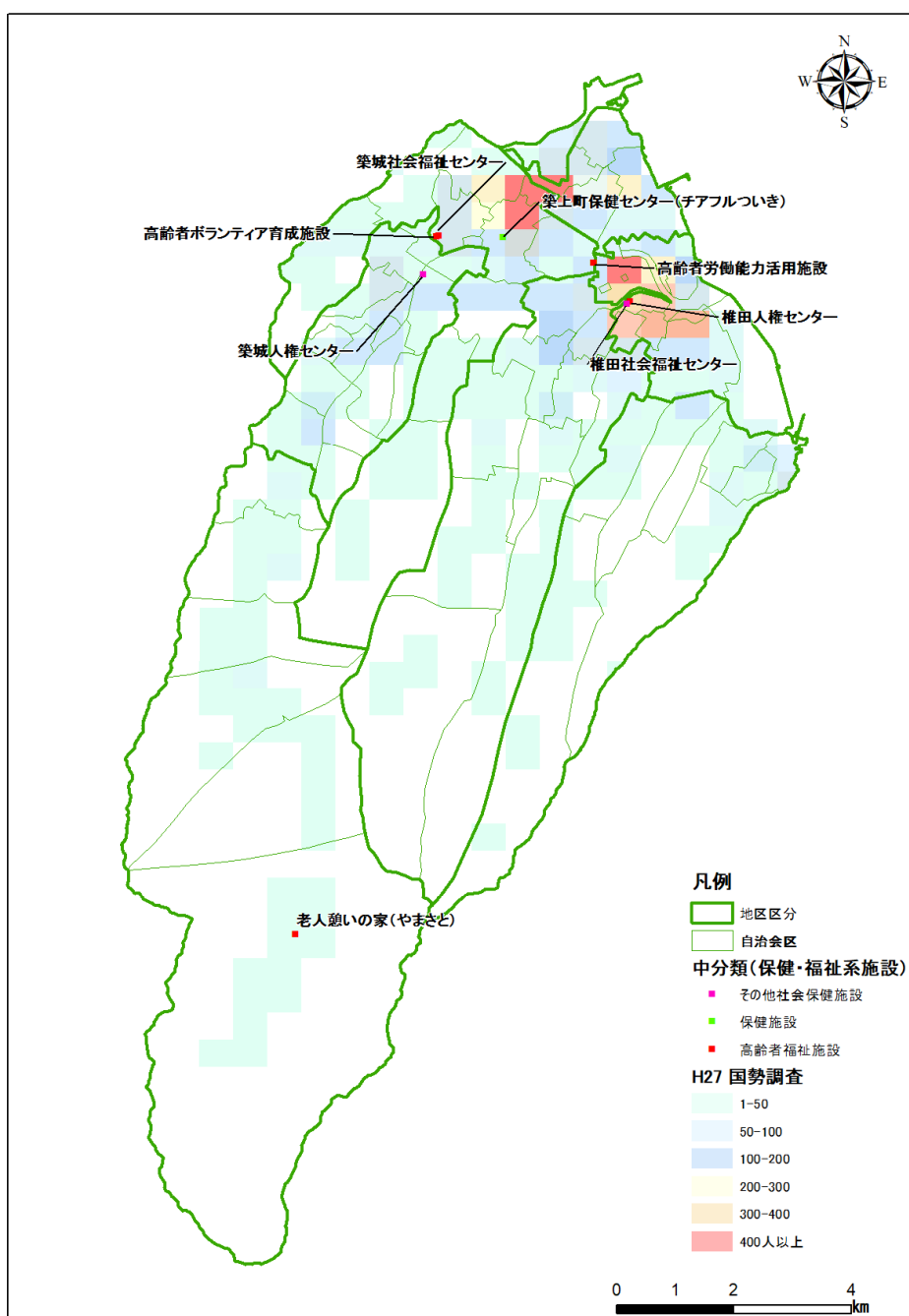
4-7. 保健・福祉系施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
高齢者福祉施設	椎田社会福祉センター（自愛の家）、築城社会福祉センター、高齢者ボランティア育成施設、高齢者労働能力活用施設、老人憩いの家「やまさと」
保健施設	築上町保健センター「チアフルつき」、椎田社会福祉センター（自愛の家）※保健センター部分
その他社会保健施設	椎田人権センター、築城人権センター

保健・福祉系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 椎田社会福祉センター（自愛の家）、築城社会福祉センターは、築 25 年余りを経過しており、不具合箇所については随時修繕をおこなっております。また、管理は指定管理者制度を導入しており、福祉避難所として指定されています。 ● 高齢者ボランティア育成施設は、築 20 年余りが経過しており、今後改修等が必要になってくると想定されます。 ● 老人憩いの家「やまさと」は、平成 14 年度に旧寒田保育園を老人憩いの家に移行し 20 年余りが経過していることから、今後改修等が必要になってくると想定されます。
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 築上町保健センター「チアフルつき」は、町の健康増進事業、公衆衛生向上を図る拠点施設です。築 15 年を経過しており、随時、修繕等をおこないながら、施設を維持しています。 ● 椎田社会福祉センター（自愛の家）内に保健センター機能があり、健康増進事業をおこなっています。
その他社会保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 椎田町、築城町の合併時に両町がそれぞれ保有していた施設です。 ● 新耐震基準の建物ではありますが、築 30 年以上経過しており、大規模改修の時期に来ています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所としての指定されている施設もあり、町の防災計画との整合や利用状況を踏まえ、民間活力の導入や、複合化や統廃合等について検討していきます。 ● 指定管理者による管理等、効率的・効果的な運営おこないます。 ● 劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施して計画的な維持管理を実施し、継続する施設については、長寿命化を図ります。
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 劣化が進行する前に定期的な点検・診断等をおこない、施設の長寿命化を図ります。修繕については、原状回復のみではなく、先々の管理において効果的な修繕方法を選択し、施設の長寿命化を図っています。 ● 施設の規模や配置について、利用状況に応じた見直しを図ります。
その他社会保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面は、条例に則って管理していくこととしますが、将来的には利用動向やニーズを踏まえ、統合や他施設との複合化も視野に入れた検討をおこないます。

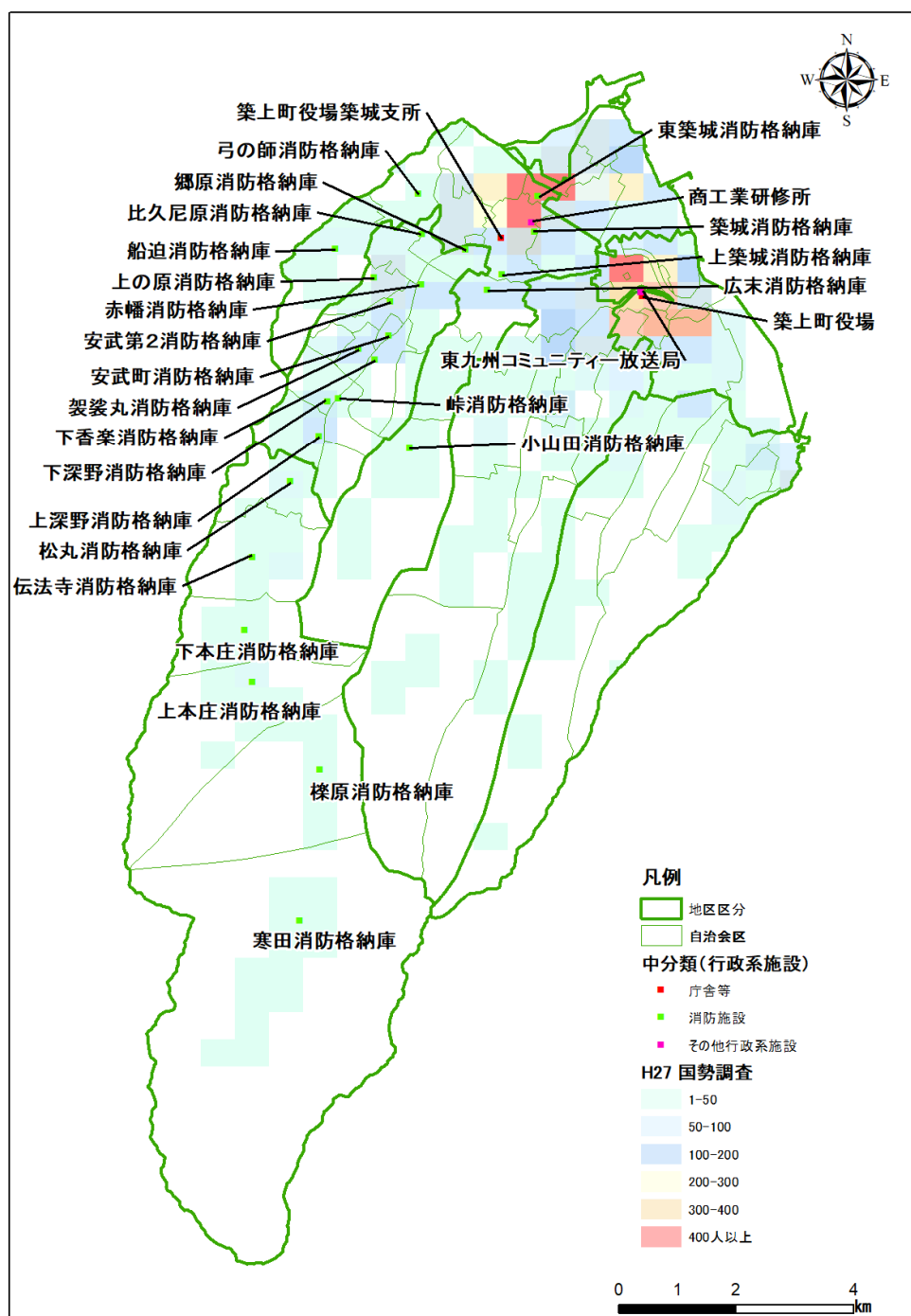
4-8. 行政系施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
庁舎等	築上町役場、築上町役場築城支所
消防施設	各消防格納庫
その他行政施設	東九州コミュニティ放送局、商工業研修所

行政系施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ● 築上町役場は、令和3年度に建替えが完了しました。 ● 築上町役場築城支所は、築20年程度で比較的新しく、新耐震基準の建物です。
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災等の災害に備えるため、消防分団ごとに消防格納庫を設置しています。 ● 消防団の部の統合による余剰車両は整備可能なものは継続使用していますが、今後は、倉庫の取り壊しを含め廃車を検討します。 ● 消防格納庫は、現在、旧椎田町側は自治会の所有物、旧築城町側は町の所有物となっており、老朽化も見られます。
その他行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業研修センターとして目的外使用もできず、また、築30年以上経過し、老朽化が著しく、使用困難な状況です。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ● 町役場は、行政サービス及び全庁的な防災拠点としてのサービス機能の提供の場として、適切な維持管理をおこなっていきます。 ● 本庁舎建替えは完了したが、築城支所については、利活用の検討を進めています。
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防格納庫については、地域に必要な防災機能を確保するため、計画的に更新していきます。また、不使用の消防格納庫については取り壊しを進めていきます。 ● 消防格納庫の建替えの際には、自治会所有とし、維持管理については、自治会又は消防団がおこなうこととします。
その他行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業研修所については、老朽化が著しいことから施設の必要性を再検討し、修繕又は、解体を検討します。

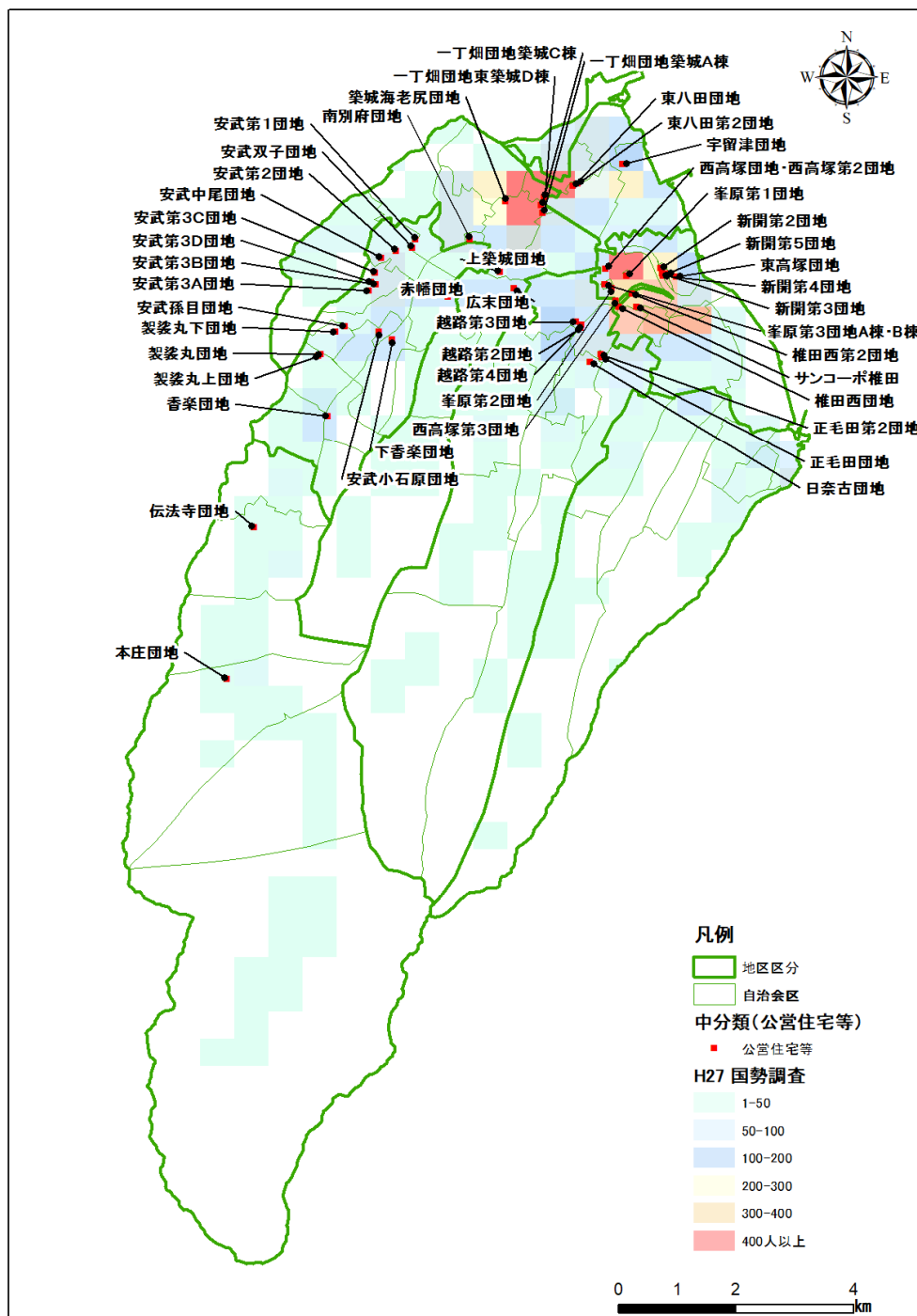
4-9. 公営住宅等

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
公営住宅等	町営住宅、公共賃貸住宅

公営住宅等 配置図



※ 平成27年国勢調査地域メッシュ(約500m四方の区画)統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
公営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度現在の町営住宅の管理戸数は811戸(公共賃貸住宅70戸を除く)あります。また、平成24年度からの10か年計画として策定した「築上町公営住宅長寿命化計画」においては、目標管理戸数を690戸と設定していましたが、現在、令和4年度からの10か年計画として計画見直し中であり、目標管理戸数は更に減少する見込みです。 ● 棟の約7割が旧耐震基準で建設されており、町営住宅は耐用年数を経過している住宅が全体戸数の約5割を占めています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
公営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ● 「築上町公営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化住宅においては用途廃止及び建替えを、長寿命化を図るべきものについては個別改善及び維持管理等の改修を計画的に実施していきます。 ● 入居者にとって安全な環境を保つため、付帯施設(給排水、電気、ガス、消火、共同塵かき処理の施設及び町道を除く団地内道路)についても計画的な維持管理をおこないます。 ● 建替事業による余剰地や用途廃止用地は、売却や借地等を含め有効活用方策を検討します。

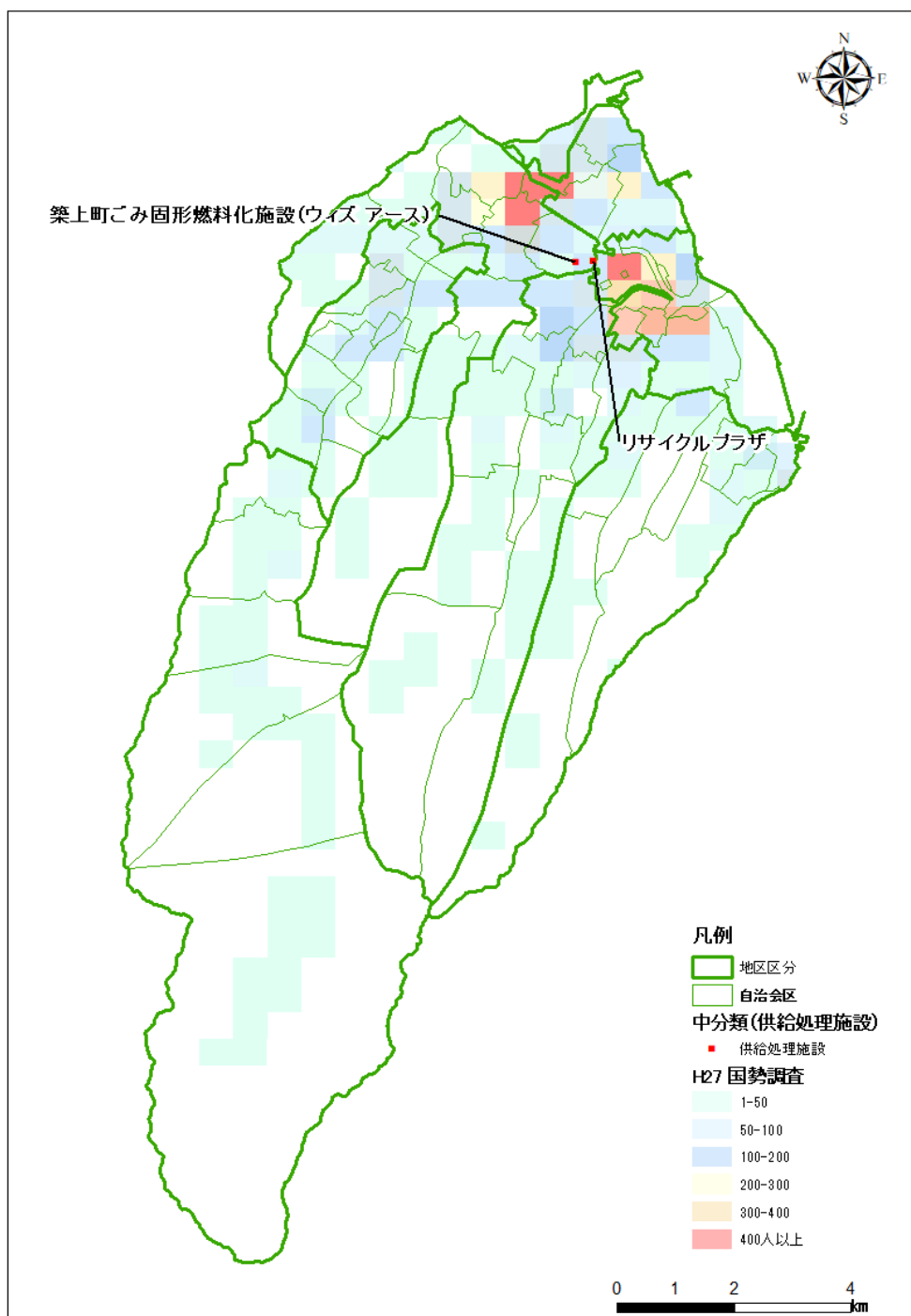
4-10. 供給処理施設

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
供給処理施設	リサイクルプラザ、ごみ固形燃料化施設（ウイズ アース）

供給処理施設 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルプラザは平成 17 年に建てられ、各種の体験学習講座を開催しています。 ● ごみ固形燃料化施設（ウィズ アース）は、平成 12 年度から使用開始され、町が直営で管理しています。ごみを RDF（固形燃料）化し、資源としての再利用に努めています。 ● 現在、施設では町職員以外に委託業者、シルバー人材センターへ依頼し作業をおこなっています。

（2） 今後の管理方針

	基本方針
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民生活に密接に関わる必要な施設であり、今後も将来の需要を見据えながら、機能の確保を図ります。 ● ごみ処理施設は、住民サービスへの支障を避けるためにも、予備部品の保持等の予防保全に努め、長寿命化を図ります。また、補修等に多額のコストを要するため、計画的な維持管理をおこなうことで、コストの平準化を図ります。 ● 作業自体特殊であるため、指定管理等への移行は慎重に検討していきます。 ● 当面は現状維持としますが、将来的には、他市町村との広域処理をおこなうことも視野に入れ検討していきます。

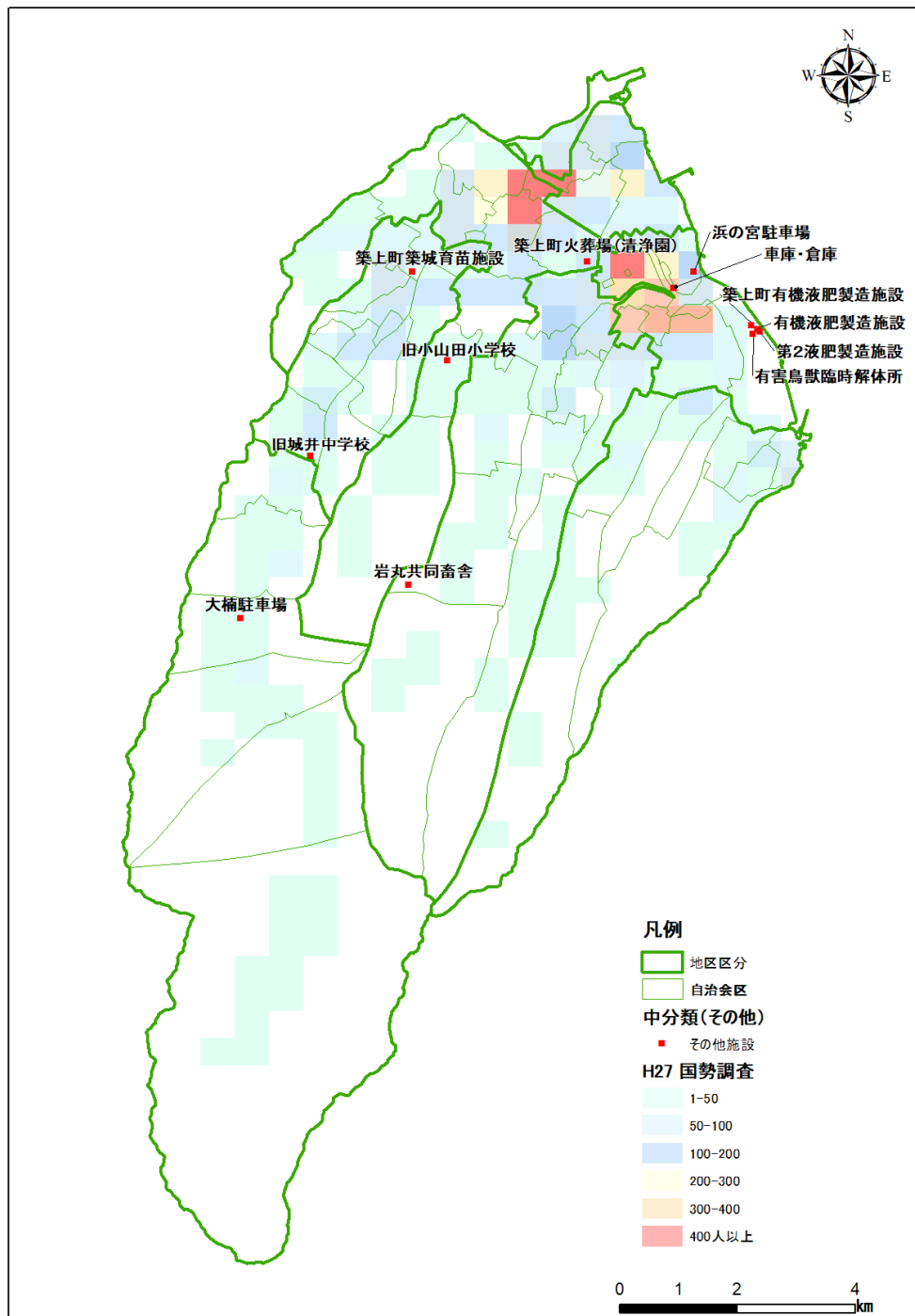
4-11. その他

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
その他施設	火葬場、駐車場、倉庫・車庫、有機液肥製造施設、第2有機液肥製造施設、旧小中学校 等

その他 配置図



※ 平成 27 年国勢調査地域メッシュ (約 500m 四方の区画) 統計を基に編集・加工。

②現状

	施設の現状
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 火葬場は町内に一か所のみで、平成 21 年に建設されています。 ● 倉庫・車庫は、現在、企業に貸し出しをおこなっています。 ● 有機液肥製造施設（し尿処理施設）は、第 1 施設が平成 6 年から、第 2 施設が平成 29 年から使用開始され、町内のし尿を年間 12,000 t 処理し、液肥として農地へ有効利用しています。 ● 旧小山田小学校については、老朽化も著しく利用を停止しています。 ● 旧城井中学校は、民間事業者と賃貸借契約を交わしており、軽微な維持管理は民間事業者でおこなっています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 火葬場は町民にとって欠かせない施設として、今後も維持していきます。 ● 有機液肥製造施設（し尿処理施設）は、住民サービスへの支障を避けるためにも、予備部品の保持等の予防保全に努め、長寿命化を図ります。また、補修等に多額のコストを要するため、計画的な維持管理をおこなうことで、コストの平準化を図ります。 ● 旧小山田小学校は、今後、施設を解体・撤去の予定です。売却を含め、跡地利用を検討していきます。 ● 利用状況を把握し、利用ニーズの少ない施設は廃止を検討します。利用ニーズがあり老朽化が著しい施設等は改修等を検討します。

4-12. 道路・橋梁

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
道路	町道 635,729m (道路改良率 55.4%) 農道 8,304m 林道 42,373m
橋梁	橋長 15m 以上 74 橋 橋長 15m 以下 269 橋 計 343 橋

②現状

	施設の現状
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 舗装工事施工後、数十年が経過し、舗装にひび割れ、陥没等がみられます。 ● 路面の端に土砂が堆積し、草が生い茂っている箇所があります。 ● 幅員の狭い道路が多く、自動車の通行が困難なものもあります。 ● 農道にはトンネルが 5 箇所あり、施工後 10 年以上が経過しています。照明機器等の老朽化が進んでいます。 ● 林道は道路上に木の枝や石等が散乱し、通行に支障がある箇所も見られます。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町が管理する橋梁の多くは 1950 年から 1970 年代に建設され、定期点検の結果、早期措置段階及び予防保全段階のものが約 40%あります。 ● 令和元年度から 2 巡目の橋梁定期点検を実施し、優先順位の高いものから順に補修を実施しています。 ● 補修設計の結果、補修が不可能な橋梁も出てきています。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none">● 町道の除草等については、包括的業務委託により、主要道路を中心に実施しています。また、住民自治組織等による除草等の活動に支援ができるように検討します。● トンネルやボックスカルバート、標識等の道路施設の長寿命化に向けた点検、維持管理を実施し、施設の安全性、信頼性を高めるとともに、計画的な維持管理に努めます。● 舗装の長寿命化計画を策定し、定期的な路面性状調査の上、優先順位の高いものから順次補修をしていくことを検討します。● 包括的業務委託により、道路のパトロール及び簡易補修を強化していきます。● 林道の維持管理を、年間を通じた業務委託により実施するように検討します。● 道路の状況を把握し、通行が不可能な道路については、町道認定から落とすことを検討します。
橋梁	<ul style="list-style-type: none">● 定期点検の結果を反映して、長寿命化修繕計画の見直しをおこない、優先順位が高いものから、修繕等をおこなっていく予定です。● 今後の財政状況も踏まえて、より効率的・効果的な橋梁の維持管理をおこない、安全性を確保します。● 点検や補修においては、新技術等を検討の上、財政の負担を少なくするように努めます。● 橋梁の補修が不可能又は迂回が可能な箇所については、地元と協議の上、統廃合等を検討します。

4-13. 上水道・下水道

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
上水道	宇留津浄水場、高塚浄水場、石町浄水場、第1～4浄水場、置石配水池、船追配水池 等 上水道普及率：69% 管路延長：152.6km
下水道	築城浄化センター、椎田浄化センター、椎田北部浄化センター輪生館、椎田西高塚地区排水処理場 等 下水道普及率：64.5% 管路延長：121km

②現状

	施設の現状
上水道	<ul style="list-style-type: none">● 平成28年度から上水道事業と簡易水道事業を統合し、一体的に管理しています。また、各種施設の老朽化の状況の把握をおこなっています。
下水道	<ul style="list-style-type: none">● 処理場等処理施設の維持管理においては、地域業者と業務委託契約を結んでいます。● 老朽化に伴い、施設の修繕費が増加傾向にあります。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
上水道	<ul style="list-style-type: none">● 水道施設の耐震化や経年劣化した施設の更新等に取り組みます。● 更新に要する費用を把握し、優先順位を付けて計画的に更新を実施します。また、今後予測される人口の減少に伴う水需要の減少に備えて、各種施設規模の適正化を検討します。● 管路の更新に際しては、耐震性を有する管種とします。● 持続可能な水道事業の実現のため、策定した「アセットマネジメント」及び「経営戦略」、「新水道ビジョン」に基づいて、近隣水道事業との広域化等、各種方策を検討します。
下水道	<ul style="list-style-type: none">● 新規整備として、事業計画エリアの管渠整備を優先的に進めていきます。● 現在保有している処理場等の処理施設については、老朽化や施設更新を踏まえ、また、人口減少等の地域の実情に応じた処理施設の統廃合を検討していきます。● リスク評価に基づく対策に優先順位をつけ、中長期的な視点から効率的・効果的な管理をおこなっていきます。施設全体の点検・調査の方針等を定め、長寿命化計画を策定して計画的な改修をおこないます。● 今後は、効率化・コスト削減のため、指定管理者制度の導入や包括的民間委託における業務を検討していきます。

4-14. 公園等

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
公園	農業公園（しいだアグリパーク）、ふるさと公園、国見の森自然公園、「メタセの杜」芝生広場、その他公園・緑地、児童遊園 等

②現状

	施設の現状
公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町には市街地部を中心に公園・緑地等が整備されています。 ● 農業公園（しいだアグリパーク）は、花壇・芝生広場・家族農園等の自然と触れ合う施設の外、スケートボードリンク・フットサルコート・遊具等の施設があり、親子で過ごせる施設です。 ● ふるさと公園は、コンパクトにまとまった公園で、野外ステージ、休憩用の東屋などもあり、近くに室内ゲートボール場もあります。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民の憩いの場であるとともに、災害時の避難地にもなることから既存公園の適切な維持管理をおこないます。 ● 基本計画を見直し、施設の更新を検討していきます。 ● 施設の点検や美化・草刈り等の一元化や地域と連携した維持管理方針等を検討します。 ● 利用状況を踏まえ、使用していない施設（トイレ・ステージ等）は解体して、コスト削減を図ります。

4-15. 漁港

(1) 施設の概要と現状

①施設概要

中分類	主な施設
漁港	西角田漁港、椎田漁港、八津田漁港、西八田漁港

②現状

	施設の現状
漁港	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内には4つの漁港があり、豊築漁協が利用しています。 ● 西角田漁港は、他漁港に所属する漁船の避難機能、休憩機能を果たすため、外郭施設の状態について監視をおこなっています。 ● 椎田漁港は、潮の干満差が激しく操業時間の制約があります。また、漁協の椎田支所があります。 ● 八津田漁港は、比較的新しく、潮の干満差の影響を受けず常時利用が可能です。 ● 西八田漁港は、潮の干満差が激しく操業時間に制約があります。また、漁協の西八田支所があります。

(2) 今後の管理方針

	基本方針
漁港	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能保全計画に基づき機能保全工事を実施し、漁港機能が適切に発揮されるよう維持管理をおこないます。

4-16. 土地

(1) 施設の概要と現状

	施設の現状
土地	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有財産のうち、6割近くが山林です。 ● 遊休地の管理は各所管部署でおこなっており、除草は一部委託によりおこなっています。

(2) 今後の管理方針

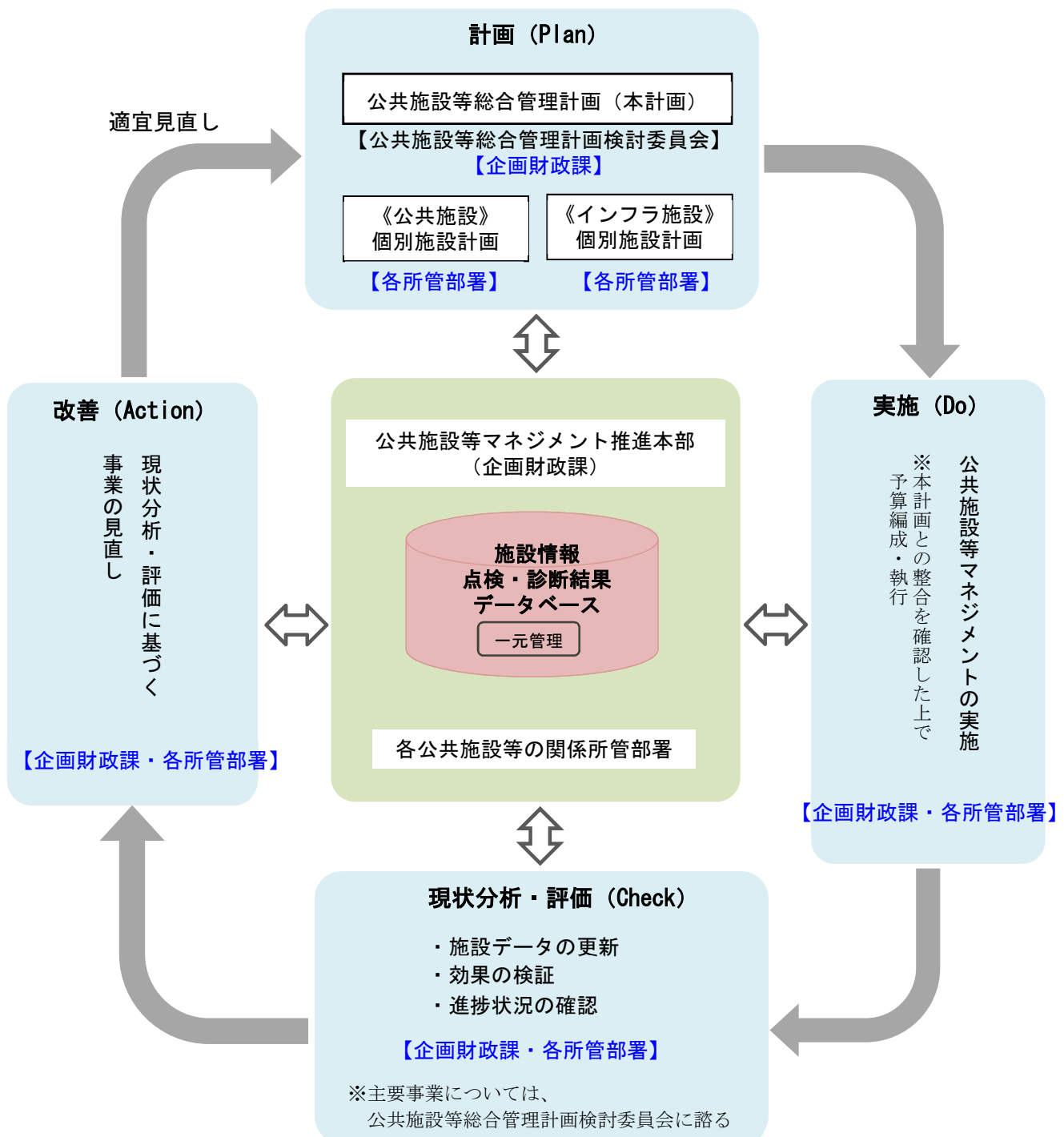
	基本方針
土地	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休地は積極的に民間への貸付・売却を検討し、定住促進や企業誘致などの有効活用を図ります。 ● 将来的に施設の除却等で生じる遊休地は、売却を優先し、売却しないものについては十分な利活用を図ることとします。

5章 計画の推進に向けて

5-1. 計画のフォローアップ体制

今後、【公共施設等の管理に関する実施方針】に則って計画を実施していく中で、公共施設等のマネジメントは、着実に実行され、チェックされ、改善され、計画の質をさらに向上させるよう、下図に示すイメージのPDCAサイクルによる体制づくりを確立させていきます。

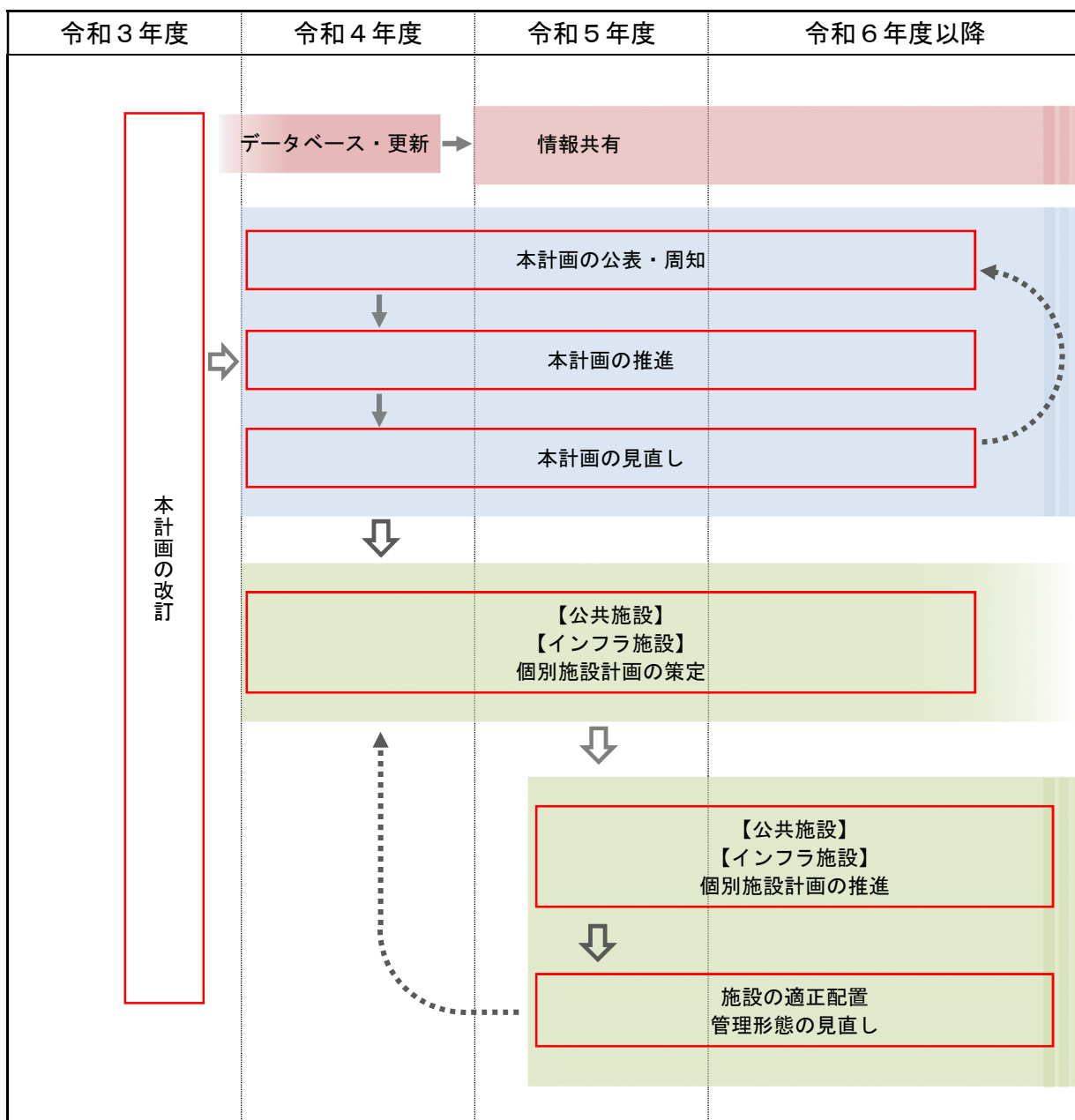
町民と問題意識を共有するため、施設に関する情報等を積極的に開示します。また、公共施設等に関する評価結果についてもホームページ等で町民と共有し、その評価結果を基に、必要に応じて計画の改訂をおこないます。



5-2. 計画推進のための今後のスケジュール

本計画は、本町の公共施設等をマネジメントする上での基本となる計画です。今後、施設ごとの対応方針を定める個別施設計画を策定する上での基本的な方向性を示すものとなります。計画期間は平成29年度から令和18年度までの20年間です。

今後は、公共施設等に関する情報を蓄積するとともに、本計画の着実な推進に活用します。さらに、本計画及び個別施設計画に沿って、町民ニーズの把握や施設別の分析評価をおこない、評価結果に基づき、施設の適正な配置と管理形態の見直しをおこなっていきます。



用語解説

用語	解説
アセットマネジメント	道路や橋梁などの公共施設について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理をおこなう考え方。 水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す。
インフラ施設	国民の生活及び社会経済活動の下支えとなる基盤の施設で、道路・橋梁、公園、上下水道などが含まれる。
管渠	水路の総称。 給水・排水を目的として作られる水路全体を指すが、水路の形態は作られる場所によって、開渠、暗渠、溝渠、側溝と呼び分けられている。管渠は開渠と暗渠の総称として使われ、溝渠・側溝とは区別されることもある。
官民連携	官庁と民間企業が協力し、一緒に事に当たること。
義務的経費	一般歳出における人件費・扶助費・公債費のこと。
行政サービス	官公庁や地方自治体などが、国民や住民に提供する各種サービスのこと。戸籍などの手続き、年金、子育て支援、福祉、ゴミ処理や公共施設の運営など、行政が提供しているサービス全般のこと。
近代和風建築	明治時代以降の日本で見られた、日本風の意匠を踏まえた建築様式。和風の鉄筋コンクリート造も含まれる。
公共施設等総合管理計画	公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に管理、推進するための取組、またその計画。（平成 26 年 4 月 22 日に総務省より各地方公共団体に対して策定要請が出された。）
公共施設等マネジメント	町が保有している全公共施設等を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
公債費	自治体が借り入れた地方債の元利償還に要する経費。
更新	既存の設備等を新しいものに置き換えること。本計画では、公共施設等の建替えや再整備のことをいう。
国庫補助事業	公共事業にて、一般には国がおこなう直轄事業に対し地方自治体がおこなう事業に、国が費用の一部を負担する国庫補助事業をいう。用法としては地方公共団体・財団・特殊法人などが補助金や事業助成金をおこなう行為に際しても同様の用語を使用している。
古文書	広く「古い文書」の意味でも使われるが、歴史学上は、特定の対象（他者）へ意思を伝達するために作成された近世以前の文書を指す。特定の相手に向けたものではない文書、例えば日記や書物などは古記録と呼んで区別される。

用語	解説
コンパクトシティ	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。
再生可能エネルギー	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもので、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定される。
事後保全	建築物等の部分あるいは部品に不具合、故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能、機能を所定の状態に維持する保全の方法。
史跡	史跡とは、貝塚、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いものを指し、国や自治体によって指定されるもの。このうち国によって指定されるものを国指定史跡という。
指定管理者制度	公共施設などの管理・運営を、民間事業者等の団体に代行させることにより、町民サービスの向上や経費の削減を図る制度。
集約	用途が異なる施設の類似する機能を一つの施設に集めること。
大規模改修	一部分だけでなく、建物内の多くの場所を対象としておこなう改修のこと。建物本来の寿命まで健全な状態で使えるように実施される場合も含む。
耐震化	強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強すること。そのような構造に造りかえること。
耐震基準 ・旧耐震基準 ・新耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準。旧耐震基準は、1981（昭和56）年5月31日までの建築確認において適用されていたもので、震度5強程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されていた。新耐震基準は、それ以降から現在にかけて適用されている基準であり、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。
地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入から一定の比率で交付され、用途の制限はない。1954年（昭和29）に制度が設けられた。
地方創生加速化交付金	一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・三本の矢」の取組に貢献するため、創設された交付金。
長寿命化	建物等の損傷が顕在化する前に予防的に対策をおこなう予防保全型の施設管理において、施設の使用期間を延伸させる点検・維持管理・修繕等の取組をいう。長寿命化計画。

用語	解説
データベース化	検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まりを作ること。通常はコンピュータによって実現されたものを指す。
統合	同じ分類の複数施設を利用等の状況に応じて一つの施設に集約すること。(例：学校、集会所の統合)
投資的経費	その支出の効果が資本形成のためのもので、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費などが含まれる。
土砂災害警戒区域	土砂災害によって身体などが被る危険を防ぐために、災害を鎮めるための作業員など許可を得た者以外の出入を禁止したり、制限したりしている区域のこと。
ニーズ	要望、需要のこと。
延床面積	建築物の各階の床面積を合計した面積のこと。
配水池	上水道の配水量を調整するために、一時蓄えておく池のこと。
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。
費用対効果	あるものが持つコスト（費用）とパフォーマンス（効果）を対比させた度合い。コストパフォーマンス。
複合化	複数の施設がもつ機能をそれぞれ独立した形で一つの建物内に併設すること。
福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して、国や地方公共団体がおこなう住民福祉を支えるための支援に要する経費。生活保護費、児童手当、医療費助成、公立保育園運営費、特別養護老人ホームや包括支援センターの運営費、災害救助費などが含まれる。
フルセット主義	フルセット主義とは、文化、教育、福祉など公共サービス提供のための施設等を全て自らが整備し、保有していこうとする考え方。
平準化	各年度で更新費用にバラつきが多いものをある一定の基準を踏まえ、平均値に近づけること。
包括的民間委託	民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に民間に委託すること。
ボックスカルバート	地中に埋設される箱型の構造物、すなわち箱型の暗渠 {あんきょ} のことをいい、道路、水路、通信線等の収容など各種の用途に使用される。
名勝	日本の文化財保護法における文化財の種類の一つで、芸術上又は観賞上価値が高い土地について、日本国及び地方公共団体が指定をおこなったもの。
遊休地	使用されていない土地。

用語	解説
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。
予防保全	建築物等の部分あるいは部品に不具合、故障が生じる以前に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、性能、機能を所定の状態に維持する保全の方法。（建築保全センター）
類型	建築系施設を目的や使い方などで分類したもの。
路面性状調査	道路舗装を維持管理する際に必要なデータであるひび割れ・わだち掘れ・平坦性などを測定し、そのデータを解析すること。
ICT	情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。
LCC （ライフサイクルコスト）	建築物やインフラ施設など構造物の企画設計、建設、運用管理、解体再利用の各段階で発生するコストの総計。生涯経費。
PDCA	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（現状分析・評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設の整備や運営を、民間のノウハウや資金を活用しておこなう仕組みのこと。
PPP	Public Private Partnership の略。公共と民間が連携して、公共サービスを提供する仕組みのこと。PPPの中には、PFIや指定管理者などが含まれる。